

琉球大学学術リポジトリ

「在満日本人」か、「日系満洲国民」か：
「満洲国」における日本人の政治参加

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2018-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塩出, 浩之 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38607

「在満日本人」か、「日系満洲国民」か ——「満洲国」における日本人の政治参加

塩 出 浩 之

はじめに

本稿は「満洲国」（1932年～1945年）における日本人（日本戸籍保有者）¹の政治参加をめぐる政治行動を分析することにより、彼らが実質上の日本支配下で植民活動を行いながら、同時に満洲国という国家への移民として規定され、当初は「在満日本人」として、後には「日系満洲国民」としての政治参加を追求したことを明らかにするものである。

日本の関東軍が満洲事変を通じて中国東北部に建国した「満洲国」は、日本軍（関東軍）が駐留して防衛を担当し、関東軍と日本人官僚が統治組織を掌握する日本の支配植民地であり、日本人の開発・入植活動の対象となった投資・移住植民地でもあった。しかし同時に日本政府・軍部は、中国への領土拡張に対する国際社会の批判を回避するため、日本と不可分の特殊関係を有するとしながらも、満洲国に主権国家としての統治形式をとらせた。満洲国で植民活動を行う日本人は、日本とは異なる満洲国という国家の存立を前提とする限り、南米移民など同様の外国への移民だった。さらに、国際社会の有力な規範となっていた民族自決の理念に対応して、満洲国は日本人と現地諸民族との「民族協和」に基づく国民国家として建国されたため、満洲国の日本人は中国人（主に漢人）やモンゴル人、そして日本国籍保有者（日本国臣民）である朝鮮

¹ 本稿では「日本人」を、朝鮮人や台湾人を含む日本国籍保有者（日本帝国臣民）と同義では用いない。遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』明石書店、2010年、参照。日本戸籍保有者は大和人だけでなく沖縄人や北海道のアイヌを含むが、これらを一括して「日本人」と呼ぶ。

人などとともに「日系」の「満洲国民」としての統合が要請されていた。ただし、にもかかわらず満洲国における日本人の植民活動は、この地域があくまで台湾や朝鮮と同様に日本の支配領域だという認識に基づいて推進され、また満洲国の統治もその活動を保障すべきものとして行われたのである。

以上のように、満洲国における日本人は植民者としての「在満日本人」なのか、「日系満洲国民」たるべき国外移民なのかという問題は、満洲国と呼ばれる領域のアジア太平洋帝国・国際秩序における位置づけの根幹に関わるものだった。それは言い換えれば、満洲国で日本人はいかなる政治的帰属を有するのかという問題だった。

この問題は先行研究では、主に満洲国の国籍という観点から検討されてきた。山室信一や浅野豊美が明らかにしたように、満洲国では国民を規定する国籍法の制定が建国当初から検討されながら、その制定が実現しないまま満洲国は崩壊した。その最大の要因は、在満日本人による満洲国国籍の取得が必要視されながら、そのために日本人を日本国籍から離脱させることは回避されたことだった²。また遠藤正敬が明らかにしたように、満洲国では領域内に生活の根拠を有する人民を全て「満洲国人民」と見なすという慣習法的な国籍概念により、日本人を日本国籍のまま国民とみなしたが、成文による国籍法はついに制定されなかった³。

しかし国籍は政治的帰属の全てを規定する要因ではなく、政治参加あるいはシティズンシップという観点からは異なる側面を見いださう。山室や浅野は在満日本人自身が日本国籍の離脱を望まなかったことを指摘しており、その指摘自体は妥当かつ重要だが、満洲国における日本人がいかなる政治行動をとり、自らの政治的帰属をどのように捉えていたかは、先行研究で十分に明らかにさ

² 山室信一『キメラ』中央公論社、1993年、浅野豊美『帝国日本の植民地法制』名古屋大学出版会、2008年。

³ 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』。

れたとはいえない。本稿では在満日本人の政治行動を中心的に分析し、特に在満日本人の重要な要求の一つに政治参加があったことを重視する。満洲国統治下では、それが日本人としての参加なのか、「満洲国民」としての参加なのかが重大な問題となったのである。

在満日本人は満洲国建国以前から、関東州租借地・満鉄附属地・開放地では日本側機関のもとで、日本人として一定の政治参加が可能だった。しかし満洲国建国以後、日本の治外法権撤廃と、それに伴う日本から満洲国への附属地行政権移譲（1936～1937年）により、在満日本人の政治的地位は大きく変化した。他方、平野健一郎が明らかにしたように、満洲国において「民族協和」理念に基づく国民統合の中心として組織された協和会は、一党制による「満洲国民」の政治参加と、それによる政治的安定を追求した⁴。治外法権撤廃と附属地行政権移譲以後、在満日本人はこの協和会の構成要素と位置づけられたのである。

本稿では、第一章で満洲国建国の時点における在満日本人の政治的地位を整理し、建国過程において彼らの政治的帰属がどのような形で争点化されたかを考察する。第二章では、満鉄附属地に集住していた在満日本人が、満洲国における日本の治外法権撤廃と満鉄附属地行政権移譲によっていかなる政治的地位の変動に直面したかを確認し、その過程で彼らがいかなる政治行動をとったかを明らかにする。最後に第三章では、治外法権撤廃・附属地行政権移譲と並行して行われた協和会による在満日本人の組織化、すなわち「日系工作」と協和会改組との関係を論じた上で、在満日本人が「日系満洲国民」として協和会に参加したことが満洲国の政治的統合に何をもたらしたか、全国連合協議会の政治過程を中心に分析する。

本稿で主に使用した史料は、日本陸軍や日本外務省の各種文書、協和会の作成した各種文書（特に全国連合協議会に関する文書）に加え、1907年に創刊さ

⁴ 平野健一郎「満洲国協和会の政治的展開」『年報政治学』1972年、1973年3月。

れ一貫して満洲の主要新聞だった満鉄機関紙『満洲日報』（『満洲日日新聞』）⁵、1931年に満洲青年連盟（のち協和会）の小山貞知らが創刊し橘樸が編集責任者となった雑誌『満洲評論』、1939年に創刊された協和会の機関誌『協和運動』などである。

1 「満洲国」の建国と在満日本人

(1) 満洲事変以前の在満日本人

満洲（中国東北部）は清朝中国では満洲族の祖国として、外部からの、主に漢人による移住を抑制する封禁政策のもとに置かれた。しかし漢人の開拓入植は後を絶たず、1894年にはついに移住が全面的に自由化され、漢人の移住が激増した。ロシアによる中東鉄道の敷設（1903年）は、さらに満洲における漢人の移住・入植を加速させた。20世紀初頭の満洲では、日本とロシアが政治的覇権を争奪し、また日本・ロシア・アメリカが争って投資を行う一方で、漢人による移住植民地化が進行していたのである⁶。

在満日本人社会の形成は日露戦争の終結後、満洲各地における日本側機関の設置とともに本格化した。ポーツマス条約（1905年）により、日本はロシアから関東州租借地と中東鉄道（東清鉄道）の一部（大連～長春）を獲得したが、関東州が関東都督府、のち関東庁の管轄のもと日本統治権下に置かれただけでなく、鉄道沿線にはその大部分を日本がロシアから継承した、「絶対的排他的行政権」を有する鉄道附属地があり、鉄道経営のため日本政府が設立した南満洲鉄道株式会社（満鉄）が行政を管轄した。また戦前は開港地の営口のみにあっ

⁵ 創刊時は『満洲日日新聞』だったが、1927年11月に『満洲日報』、1935年8月に『満洲日日新聞』、1944年4月に『満洲日報』と改称を重ねた。李相哲『満洲における日本人経営新聞の歴史』凱風社、2000年。

⁶ 小峰和夫『満洲』御茶の水書房、1991年。

た外務省管轄の領事館が、第一に日露戦争中の占領地軍政署を引き継いで奉天と安東に、第二に日中が締結した「満洲に関する条約」附属協定（1905年）により外国人に開放された満洲各地の都市（開放地）に設置された。関東州と満鉄附属地、および開放地には日本人の居住が認められ、満鉄社員・関東庁官吏や貿易業者、およびこれらを顧客とする商工業者などの日本人が居住するようになった⁷。

また農業入植などを目的とする朝鮮人の満洲（間島）移住は19世紀末から増加していたが、1909年に日中が締結した間島協約で中国が間島における朝鮮人の居住や土地所有権を認め、さらに1910年に日本が韓国を併合して以後激増し、その規模は日本人をはるかに上回った。彼らには日本国籍が強制的に付与されていたが、独自の在満朝鮮人社会を形成した⁸。

さらに1915年には、いわゆる対華21ヶ条要求を経て日中が締結した「南満洲及東部内蒙古に関する条約」により、日本国籍保有者は南満洲における移動・居住・営業の自由と、土地商租権（三十年間の、かつ更新可能な土地租借権）を獲得した。日本が治外法権を保持したまま、南満洲は日本国籍保有者に対して内地開放されたのである⁹。ただし関東州・満鉄附属地・開放地以外に居住する在満日本人は、満洲事変以前はごくわずかだった（表1）。また日本側が土地所有権と同一視した土地商租権の獲得は、中国ナショナリズムの強い批判の対象となり、1920年代後半には国民政府・東北政権が中国人に日本人・朝鮮人への土地・家屋の貸与を禁止し、既に貸与された土地・家屋も回収するなどの手段をとったため、実際の行使は困難となった¹⁰。

在満日本人の政治的地位は、日本のさまざまな権益によって保護されていた。

⁷ 外務省条約局法規課『外地法制誌第六部 関東州租借地と南満洲鉄道附属地』前編、1966年、塚瀬進『満洲の日本人』吉川弘文館、2004年、6～82頁。

⁸ 田中隆一「朝鮮人の満洲移住」（蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年）。

⁹ 塚瀬『満洲の日本人』45～46頁。

¹⁰ 浅田喬二『日本帝国主義下の民族革命運動』未来社、1973年、325～372頁。

表1 満洲における日本人人口（単位：人）

年	関東州	満鉄附属地	開放地	その他
1915	50,197	32,766	13,283	5,336
1920	73,896	61,671	19,701	4,794
1925	90,542	81,633	11,960	3,853
1930	116,052	96,813	12,215	3,704
1931	119,770	97,530	12,036	3,384
1932	125,935	113,412	20,689	9,133
1933	139,016	136,416	34,648	23,632
1934	149,492	161,237	55,954	41,141
1935	159,559	186,507	89,112	57,386
1936	166,369	199,006	117,053	69,510
1937	174,587	411,995		
1938	178,594	492,947		

注：副島圓照「戦前期中国在留日本人人口統計（稿）」『和歌山大学教育学部紀要 人文科学』第33集、1984年より作成。

1915～1930年は5年ごとに推移を示した。

1937年、1938年は関東州と満洲国（全体）。

まず関東州租借地では、主権こそ中国にあったが、憲法と本国法令が適用されないことを除けば日本の領土に準ずる統治が行われた。大連市・旅順市には1915年に議員の半数を公選する議決機関である市会が設置され、関東州市制（1924年）により議員の5分の4以上が公選となった。政治参加も本国地方自治制度に準ずる形で整備されたのである。ただし市会議員の選挙権・被選挙権が日本国籍保有者（主に日本人）男子のみに与えられる一方、官選議員の一部には中国人が選出された¹¹。

次に関東州以外の、後に満洲国が建国される領域では、日本人は日清通商航海条約（1896年）に基づき片務的な治外法権の下に置かれていた。日本が欧米列国とともに中国で保有した治外法権とは領事裁判権だけでなく、これに付随する領事警察権や課税権をも含んでいた¹²。このため開放地の居留民は、各地

¹¹ 関東州の朝鮮人口はごくわずかだった。外務省条約局法規課『外地法制誌第六部』前編、7～8頁、114～181頁、塚瀬『満洲の日本人』83～85頁。

¹² 古賀元吉『支那及満洲に於ける治外法権及領事裁判権』日支問題研究会、1933年。なお間島協約により間島の朝鮮人に対する裁判は中国の管轄下に置かれ、日本領事館の立ち会い・照会が認められた。

の領事館警察の保護下にあった¹³。さらに満鉄附属地で日本が保有した「絶対的排他的行政権」は、関東州租借地における完全な統治権とは異なるが、鉄道守備兵の駐屯権、関東庁が管轄した警察などの行政権、そして満鉄が管轄した課税権および土木・衛生・教育行政権など極めて広範なものだった¹⁴。また満鉄附属地と開放地では、以下に見るように在満日本人に一定の政治参加も可能となっていた。

満鉄附属地では、行政を管轄する満鉄地方部の各地の地方事務所ごとに当初から諮問機関が設置された。特に1921年に設置された地方委員会は、「欧州大戦後に於ける政治思想の発展と附属地居住者の増加及民意尊重等の立場」への考慮により委員公選制となった。地方委員の選挙では、国籍によらず男子に被選挙権が与えられ、国籍・性別によらず満鉄が徴収する公費の分担者に選挙権が与えられた。委員の半数以上は日本国籍保有者（主に日本人・朝鮮人）という制限があったが、他国人（主に中国人）の参加も可能としたのである¹⁵。さらに1924年に満鉄は各地地方委員会代表の要望に基づき、附属地行政全体に関する諮問機関として、地方委員会の代表会議である地方委員会連合会を設置した¹⁶。地方委員会連合会では、附属地に「自治制」を施行する要望がしばしば討議され、決議に至ったこともあった¹⁷。

¹³ ただし日本政府は、警察権が中国側にある未開放地にも駐在所を置いた。塚瀬『満洲の日本人』94～96頁。

¹⁴ 附属地の法的性質は一国が独占する居留地（租界）、すなわち専管居留地と類似するものだった。外務省条約局法規課『外地法制誌第六部』前編、299～350頁。

¹⁵ 例えば満洲国建国後の「地委選挙戦漸く白熱」（『満洲日報』1933年9月25日）は、「内地人」（日本人）・「朝鮮人」・「満洲人」（漢人）による地方委員選挙の状況を報じている。この制度は居留民団法（1905年）に基づいて天津や上海などの租界（居留地）に設置された、居留民団の行政委員会と類似する。木村健二「在外居留民の社会活動」（大江志乃夫ほか編『岩波講座近代日本と植民地5 膨張する帝国の人流』岩波書店、1993年）、参照。

¹⁶ 以上、南満洲鉄道株式会社総裁室地方部残務整理委員会（以下、満鉄地方部残務整理委員会と略記）『満鉄附属地経営沿革全史』上、南満洲鉄道株式会社、1939年、36～87頁、塚瀬『満洲の日本人』85～87頁。

¹⁷ 『第十一回全満地方委員会連合会定時会議々事録』1934年。

いっぽう開放地において各地の領事館は1906年以降、領事館令によって居留民会を組織し、官選または公選の議決機関のもとに居留民の教育・衛生行政などを執行させた¹⁸。在満日本人の大半は附属地内に居住し、その傾向は強まる一方だったため、居留民会の活動は必ずしも活発でなく、満鉄地方事務所に業務を委託して廃止となったものもあるが、中でも奉天居留民会は公選制の評議員会（1913年設置）のもと、自治機関としての活動を継続した。この評議員会では、日本人だけでなく朝鮮人も限定的に選挙・被選挙権を与えられた。奉天総領事館から認可を受けて1917年に設立された奉天朝鮮人会が1920年、恐らく三・一独立運動の影響を警戒した同館から解散を命じられたとき、奉天居留民会は朝鮮人会を合併するとともに、副会長2名中1名、および評議員21名中5名（のち25名中7名）を朝鮮人と定めたのである¹⁹。

以上のように満洲事変以前の在満日本人は、関東州と満鉄附属地では日本側機関の支配下に置かれ、開放地でも領事館行政による保護を受けた。1915年に南満洲全域で移動・居住・営業の自由を得た後も、在満日本人はこれらの限られた区域に集中していた。それは在満日本人が経済的に関東庁や満鉄に依存していたためだけではない。漢人による移住植民地化が不断に進行し、日本本国とは異質な社会秩序が支配する満洲で、さらに中国ナショナリズムも強まる中において、在満日本人は日本側機関のもとから離れようとしなかったのである。

また在満日本人は、関東州では大連・旅順市会（準公選制議決機関）、満鉄附属地では地方委員会（公選制諮問機関）、開放地では居留民会により一定の政治参加が可能だった。これは一面で、1910年代～1920年代前半に日本本国で

¹⁸ 安東と營口では領事館令による居留民会ではなく、天津や上海などと同じく居留民団法（1905年）に基づく居留民団が設置されたが、ともに1923年に満鉄附属地行政に編入された。満鉄地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』中、1939年、同下、1939年、木村「在外居留民の社会活動」。

¹⁹ 奉天居留民会管内の日本国籍保有者人口は当初日本人が多数を占めたが、1925年頃から朝鮮人の比率が急増し、日本人の2倍以上となった。野田涼編『奉天居留民会三十年史』奉天居留民会、1936年。

拡大しつつあったシティズンシップが日本側機関のもとで延長されたものといえる。ただし他面で、日本国籍保有者である朝鮮人や人口上のマジョリティである中国人にも形のうえで限定的に政治参加を認めたように、在満日本人社会は日本側機関のもとにあっても日本人のみでは完結しえなかったといえよう。

このような環境下で、1928年に在満日本人が結成した満洲青年同盟は、日本側機関の支配と開発のもとでの在満日本人の発展を中国ナショナリズムと両立させる理想として、「日華和合」「満蒙自治」を唱えた。さらに張学良政権の排日政策に直面した満洲事変直前期には、在満日本人の「生存」のため日本からの独立の可能性にも言及し、「満蒙に於ける現住諸民族の協和」を唱えるに至った²⁰。「民族協和」は、中国ナショナリズムに包囲された在満日本人が満洲の「現住諸民族」の一員となることを正当化する理念として形成されたのである。

(2) 「満洲国」の建国と在満日本人の国籍・公民権問題

1931年9月の柳条湖事件を引き金とする満洲事変を通じて、関東軍の石原莞爾、板垣征四郎らはソ連に対する安全保障を主目的とする満蒙領有計画の実現を企図していた。しかし事変勃発後まもなく、陸軍中央部が領有に反対し親日政権樹立を提案したのに対し、関東軍は「在満蒙諸民族」の独立国家建設案へと大きく転換し、1932年1月には日本政府もこれを認めた。独立国家建設は、満洲の直接支配という関東軍の目的を、列国との協調を損なう日本の領土拡張とは異なる形で実現するための手段だった²¹。ゆえに必要なとされた独立国家の条件とは、(1) 完全な独立国家であると同時に、(2) 日本の国策に従い、(3) 共同防衛の名の下に日本軍が駐兵し国防を担うことだった。そして (1) と

²⁰ 緒方貞子『満洲事変と政策の形成過程』原書房、1966年、72～75頁、平野健一郎「満洲事変前における在満日本人の動向」『国際政治』43、1970年12月。

²¹ 緒方『満洲事変と政策の形成過程』。

(2) の条件を整合させるべく関東軍が導き出した構想こそが、満洲現住諸民族が建国する満洲国において、日本人を官吏の一部とすることで実権を掌握することだった²²。これにより独立国家の建設と、支配植民地化との両立を図ったのである。この構想は、満洲事変以前に満洲青年連盟が唱えていた民族協和の理念を採用することで説明された²³。民族協和の理念は中国ナショナリズムを制御するためだけでなく、国際社会に対し、満洲国の建国と民族自決原則との整合性を説明するためにも有効とみなされたのである²⁴。

ただし民族協和の理念と日本人官吏の実権掌握とをどう折り合わせるのかという問題を別としても、日本人が満洲国の官吏となることと、満洲国が独立国であることとを両立させるためには、日本人官吏が満洲国の一員、つまり満洲国民となることが必要と認識された²⁵。そして民族協和の理念からいえば、官吏に限らず在満日本人および朝鮮人が漢人、モンゴル人などとともに満洲国民となることが必要と考えられていた²⁶。

問題は、在満日本人が満洲国籍を取得して日本国籍を離脱することを受け入れるのかどうかだった。満洲事変以前の1929年、既に満洲青年連盟では「満蒙自治国」が成立した場合に日本人が「参与」するため「国籍を移す」必要が認識され、賛否両論が提出されていた²⁷。そして1932年1月、奉天で『東京朝日新聞』が主催した座談会では、石原莞爾が「新国家に活動したい」在満日本人は「その国家に国籍を移す」ことになると発言したのに対し、奉天居留民会長の野口多内が「国籍を脱して日本人が新国家に^{〔韓〕}れい属するといふやうなことは賛

²² 山室信一「『満洲国』統治過程論」（山本有造編『『満洲国』の研究』京都大学人文科学研究所、1993年）87～89頁、同『キメラ』167～181頁。

²³ 緒方『満洲事変と政策の形成過程』207～218頁、山室『キメラ』96～99頁。

²⁴ 「満洲国協和会設立委員会説明」（稲葉正夫ほか編『現代史資料11 続・満洲事変』みすず書房、1965年）828～829頁。

²⁵ 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』202～203頁、206～207頁。

²⁶ 金井章次「東北自由国建設要領」1931年10月23日（稲葉ほか編『現代史資料11』）561～562頁、高木翔之助『満蒙独立建国論』1932年1月（同上）580～581頁。

²⁷ 平野「満洲事変前における在満日本人の動向」。

成出来ない」と反論した。日本国籍からの離脱を拒絶する意向を明確に示したのである²⁸。

ただし在満日本人が満洲国の下で日本国籍の保持を必要とした場合にも、単に外国人としての地位を望んだとみなすことは出来ない。野口多内は前述の発言に続けて、次のように述べていた。

国籍を脱しなくてもその住民としてあるひは五年なり十年なり在住してゐた日本人は、その国の参政権を得るとかあるひはその他の方法によって支那人と少くとも同等の権利と待遇とを与へられ利益をきやう有^(*)することが出来ればよろしい²⁹

つまり日本国籍を保持したまま、満洲国民と同等の資格で政治参加などが可能なシティズンシップを得ることを求めていたのである。

野口の発言に示されるような在満日本人の意向を把握し、また満洲国国籍への帰化が満洲国政府に「日本人側の人材を吸収」するうえで障害となることを懸念していた³⁰関東軍や自治指導部などの建国運動関係者は、第一に二重国籍の付与、第二に国籍によらない公民権の付与を考案していた。

二重国籍案とは、満洲国内の居住者全てに「同一権利」を与え、在満日本人・朝鮮人を「二重国籍」とするものだった³¹。日本の国籍法（1899年法律第66号）は第20条で「自己の志望に依り外国の国籍を取得したる者は日本の国籍を失ふ」と規定しており、満洲国の国籍を帰化（本人の意思）により取得する場合は、日本国籍の離脱は免れなかった。しかし満洲国籍を属地主義により満洲国居住者に強制的に与えれば、在満日本人は日満二重国籍となるはずだったのである。なお在満朝鮮人については、日本国籍法は朝鮮には施行されておらず日本国籍

²⁸ 「本社主催 満蒙経営座談会 (2)」『東京朝日新聞』1932年1月14日、「新満蒙の建設」（稲葉ほか編『現代史資料11』）626～627頁、浅野『帝国日本の植民地法制』405～406頁。

²⁹ 「本社主催 満蒙経営座談会 (2)」。

³⁰ 大平善悟「満洲国の国籍問題」『東京商科大学研究年報 法学研究』2、1933年3月。

³¹ 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』202～205頁。

離脱の自由がなかったので、満洲国国籍を付与すれば必ず二重国籍となるはずだった³²。ただし二重国籍は、出生地主義で国籍を付与するアメリカで1910～1920年代に日系二世住民が排日運動に直面した要因であり、そのため日本国籍法にアメリカ（・カナダ）出生日本人の国籍離脱を可能とする改正が加えられた重大な問題だった³³。在満日本人・朝鮮人の二重国籍の法制化に、日本司法省は一貫して否定的だったとみられる³⁴。

これに対して公民権案とは、満洲国領土内の全住民に、国籍と関係なく属地主義的に「公民権」を与えるものだった³⁵。特に久保田忠一（満鉄社員、関東軍囑託）は、満洲国に「公民議会」（または「国民議会」）を設置し、「日本民族」「鮮民族」が「漢民族」「満洲民族」「蒙古民族」「回教民族」と並んで代表を送る、「公民」の「民族連合国家」を構想していた。国籍と公民権を分離することで、日本人・朝鮮人も国籍を問わず「民族」として満洲国の「公民」となることを可能としたのである。

なお、「公民議会」には民族ごとの代表者数比率が、漢7、満3、鮮2、回2、蒙2、日7、白（白哲民族または白系ロシア人）1と定められた³⁶。「個人的デモクラシーの要求」、つまり個人に属する参政権が数（人口）としての側面を持つことを認めつつも、「各民族」の「民族団体」としての「対等権」と、「建国の功績者たる日本及満洲在住日本人の立場」とを理由としてあらかじめ代表に比率を設け、人口比（表2）より「漢民族」をはるかに少なく、「日本民族」をはるかに多く定めたのである。代表比率の設定という発想は、後述する協和会

³² 同上、40～50頁、56頁、202～205頁、228～231頁。

³³ 坂口満宏『日本人アメリカ移民史』不二出版、2001年、273～300頁。

³⁴ 木戸日記研究会・日本近代史研究会『片倉衷氏談話速記録』上、1982年、111～112頁。片倉が「ハワイやアメリカ本土の日本人の場合」に言及しているのは、当時の議論を踏まえたものと推測される。

³⁵ 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』203～205頁。

³⁶ 久保田忠一「久保田囑託案」（稲葉ほか編『現代史資料11』）557～560頁、木戸日記研究会・日本近代史研究会『片倉衷氏談話速記録』上、167頁。橋樑「満洲新国家建国大綱私案」『満洲評論』第2巻第1号、1932年1月、は久保田案と酷似している。

表2 「満洲国」における民族別人口（単位：千人）・人口比

年	漢・満・蒙人	日本人	朝鮮人	その他	合計
1933	30,426 98.5%	179 0.6%	580 1.9%	100 0.3%	30,879
1934	32,304 98.3%	242 0.7%	691 2.1%	79 0.2%	32,869
1935	33,536 98.1%	319 0.9%	775 2.3%	73 0.2%	34,201
1936	34,515 97.7%	393 1.1%	895 2.5%	68 0.2%	35,338
1937	35,533 96.2%	418 1.1%	932 2.5%	66 0.2%	36,950
1938	36,979 95.7%	522 1.4%	1,056 2.7%	66 0.2%	38,624
1939	37,582 95.3%	642 1.6%	1,162 2.9%	67 0.2%	39,454
1940	39,385 94.5%	862 2.1%	1,345 3.2%	67 0.2%	41,660
1941	40,640 94.1%	1,017 2.4%	1,465 3.4%	66 0.2%	43,188
1942	41,756 93.9%	1,097 2.5%	1,541 3.5%	68 0.2%	44,462
1943	42,475 93.7%	1,148 2.5%	1,634 3.6%	66 0.1%	45,323

注：大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』満洲編より作成。
1943年の漢・満・蒙人のうちモンゴル人は1,116千人。
一部の年では合計が合わないが、そのままとした。

における全国連合協議会の前提としても注目される。

結果として1932年3月1日の満洲国建国にあたり、満洲国政府は建国宣言で次のように、満洲国内（関東州は含まない）に居住する全住民に「平等の待遇」を与えることを約束した。

凡そ新国家領土内に在りて居住する者は皆種族の岐視尊卑の分別なし。

原有の漢族、満族、蒙族及日本、朝鮮の各族を除くの外、即ち其他の国人にして長久に居留を願ふ者も亦平等の待遇を享くることを得。³⁷

³⁷ 「満洲国建国宣言」（稲葉ほか編『現代史資料11』）524～525頁。

つまり日本以外の国籍を有する外国人にも満洲国内に居住する限り平等の待遇を保障し、それを通じて、「民族」としての在満日本人・朝鮮人を、日本国籍を保有するか否かは問わずに「漢族、満族、蒙族」と並ぶ満洲国の構成要素と認めたのである。これは明確な公民権の規定ではないが、久保田忠一の「民族連合国家」に近いものだったといえよう³⁸。

このとき満洲国に憲法は制定されず、憲法制定までの暫定法として1932年3月9日に制定された政府組織法にも満洲国の国民に関する規定はなかったが、同日に制定された人権保障法は、「満洲国人民」に公務参与権、官公吏就任権を認めた³⁹。建国宣言に照らせば、「満洲国人民」とは日本国籍を有する在満日本人・朝鮮人を含むものだった。ただし政府組織法が規定した立法機関である立法院に実体はなく、満洲国の統治機構に政治参加のシステムは存在しなかったため、実際は満洲国政府における日本人官吏の存在を正当化する効果のみを生じた⁴⁰。日本人官吏は、日本国籍を保有しながら「日系満洲人」「日系官吏」と称されるようになった⁴¹。以後、成文法としての国籍法の制定が絶えず検討されながら実現しない状況下での実務上の必要から、建国宣言は、満洲国内に生活拠点を有する全てのものを「満洲国人民」として扱うという慣習法上の国籍法として認識されていった⁴²。

ただし属地主義に基づく「満洲国人民」を実質上の国民として扱うという処理は、単に成文の国籍法に比べて不明確だというだけでなく、建国当初において、満洲国における日本の治外法権のため深刻な亀裂を抱えていた。

満洲国は建国に際して中華民国が各国と締結していた条約を継承したため、

³⁸ 片倉衷は、久保田案が建国構想の一部に取り入れられたと証言している。木戸日記研究会・日本近代史研究会『片倉衷氏談話速記録』上、189頁。

³⁹ 外務省情報部『満洲国現行法令集』1932年、11～18頁。

⁴⁰ 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』215～217頁。

⁴¹ 関東軍司令部「対満蒙方策（第四次案）」1932年5月21日（稲葉ほか編『現代史資料11』）636～639頁。

⁴² 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』212～217頁。

日本は満洲国において引き続き治外法権を有し、満鉄附属地の行政権を保有した。日本側の認識としては、治外法権の撤廃は日本が満洲国をより完全な主権国家と認めることを意味し、満洲国が国際的承認を得るうえで有効だが、満洲国の司法制度・法典の整備を必要とするため時間を要するとみていた⁴³。しかし満洲国内に居住する日本人・朝鮮人が既に「満洲国人民」であるにも関わらず、日本国籍を有するため満洲国の法律や課税に服していなかったことは、民族協和の独立国でなければならない満洲国にとって重大な問題だった。それは満洲国政府の一員として「日系満洲人」「日系官吏」とみなされた日本人官吏については特に深刻であり、実際に「日系官吏」が満洲国法上の犯罪を犯しても、領事裁判権のために満洲国によって処罰できないという事態が頻発していた⁴⁴。

このような日本の治外法権下の在満日本人・朝鮮人と他の「満洲国人」「外国人」との「不権衡」を除去するため、満洲国外交部は1932年5月、満洲国に5年以上在住する外国人に対し、満洲国の法律・課税への服従を条件に「一切の公権及び私権」を与える「公民権法案」を作成した⁴⁵。しかし満洲国の国内法によって国家間の条約に基づく治外法権の作用を解消することは不可能であり、それは在満日本人に二重国籍を付与する場合にも同様だった⁴⁶。また前述の通り、在満日本人に直ちに日本国籍を離脱させることは困難だった。そのため治外法権の撤廃は、国籍法の制定が難航する状況下で、後述するように「満洲国人民」における「民族協和」のための先決課題として推進されるようになった。

ところで治外法権の問題を別とすると、満洲国外交部の作成した「公民権法

⁴³ 副島昭一「『満洲国』統治と治外法権撤廃」（山本編『『満洲国』の研究』）133～134頁、浅野『帝国日本の植民地法制』418～422頁。

⁴⁴ 「日系官吏の綱紀肅正に臨時辦法を設ける」『満洲日報』1933年4月8日、「帰化法制定急務」同1933年4月9日。

⁴⁵ 浅野『帝国日本の植民地法制』407～409頁、遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』207～208頁。

⁴⁶ 浅野『帝国日本の植民地法制』412～416頁。

案」がなぜ廃案となったかは必ずしも明確でない⁴⁷。久保田忠一らが提起した、国籍とは区別される公民権によって満洲国の「民族協和」を実現するという構想は、これによって途絶したのだろうか。久保田の「公民」による「民族連合国家」構想が「公民議会」を「最高機関」として想定していたことが示すように、それは公民権に内実を与える政治参加システムが、満洲国の統治機構に存在しえたかという問題を抜きにしては考えられないだろう。

関東軍が建国運動に協力させた中国人有力者の一部（特に漢人）は元首公選や議会制度などを要望していたが⁴⁸、関東軍は建国構想の当初から「代議政治」、つまり新国家の統治を制約する議会制度を認めない意向を固めており、ゆえに立法院は名目上の存在にとどまった⁴⁹。それは漢人が主導権を握る可能性を排除するため⁵⁰だけとはいえない。そもそも関東軍は、日本本国における議会政治・政党政治に著しい不信感を抱いていたのである⁵¹。

しかし関東軍は「代議政治」を否定すると同時に、「人民代表より成る機関をして国政特に立法に参与せしむること」の意義は認めていた⁵²。関東軍の片倉衷は、建国直前の1932年2月に「伏臥居士」の筆名で発表した論説で、満洲国で「議会政治」を行うことを否定しながら、「在満民族の融合混和」のために「公的代表権」を「日本人にも」与えることは、「二重国籍問題を解決しなくとも」必要であり、それは「代議制度」とは異なる「自治機関」「公的機関」による「意志発表」によるべきだと述べていた⁵³。議会制度の否定にもかかわらず、満洲国の建国は「全人民」の「民意」に基づくべきだという政治的要請

⁴⁷ 同上、408～409頁、739頁。

⁴⁸ 平野「満洲国協和会の政治的展開」239～240頁。

⁴⁹ 片倉衷「満洲事変機密政略日誌」（小林龍夫・島田俊彦編『現代史資料7 満洲事変』みすず書房、1964年）253頁、山室『キメラ』160～161頁。

⁵⁰ 田中隆一『満洲国と日本の帝国支配』有志舎、2007年、62～83頁。

⁵¹ 木戸日記研究会・近代史料研究会『片倉衷氏談話速記録』上、255頁、三谷太一郎『満洲国国家体制と日本の国内政治』（同『近代日本の戦争と政治』岩波書店、2010年）121頁。

⁵² 片倉「満洲事変機密政略日誌」253頁。

⁵³ 伏臥居士「更生満蒙の展望」『満洲評論』第2巻第8号、1932年2月。

は認識されており⁵⁴、ゆえに議会制度とは異なる政治参加システムの模索の中で、在満日本人の参加も必要視されていたのである。そして議会制度に代わる「統制主義による民衆の代表機関」（石原莞爾）たるべく1932年7月に設立されたのが、満洲国唯一の政治団体としての協和会だった⁵⁵。満洲国における政治参加と「民族協和」をめぐる政治過程は、やがてこの協和会をめぐって展開されることとなるのである。

(3) 「満洲国」建国後の日本人政治運動

満洲事変勃発後、在満日本人は総じて関東軍の行動を積極的に支持したが、満洲国建国後の在満日本人は、二つの相異なる方向において政治化した。第一に建国運動の延長上における協和会の結成、第二に満鉄および領事館の下における「自治」の継続である。

満洲国の建国運動に従事した在満日本人団体として、大雄峰会と前述の満洲青年同盟があった。笠木良明らが1929年に結成したアジア主義団体の大雄峰会は、関東軍が指揮し于冲漢を部長とする自治指導部の主導権を握り、県単位の自治を通じた地方統一を推進した。満洲国が建国されると自治指導部は解散し、大雄峰会のメンバーは国務院資政局に入った。これに対して関東軍による抗日勢力鎮圧の前線で宣伝・宣撫活動を行っていた満洲青年連盟は、建国前後から関東軍の支援の下で「協和党」の設立を計画し、1932年4月に結党した。笠木らがこれに対抗する政治結社設立の動きを見せたのに対し、関東軍は資政局を解散させ、1932年7月に首都新京（長春）の国務院で名誉総裁を執政溥儀、名誉顧問を関東軍司令官本庄繁、会長を国務総理鄭孝胥とする「協和会」が発足

⁵⁴ 緒方『満洲事変と政策の形成過程』211～218頁、三谷「満洲国国家体制と日本の国内政治」122～124頁。

⁵⁵ 「満蒙問題解決に関する石原中佐手記」1932年6月25日（稲葉正夫ほか編『太平洋戦争への道』別巻資料編、1963年）182～183頁、平野「満洲国協和会の政治的展開」。

した。主な構成員が協和会の重要ポストに就いた満洲青年連盟は、同年10月に解散した⁵⁶。

満洲青年連盟の協和党構想は、彼らの持論である民族協和主義を一党制と結合することによる満洲国の「国民」統合を目指すものだった。「封建軍閥」の張学良政権に代わる「民衆自治の新国家」としての満洲国において、「満蒙現住諸民族」が「民族的偏見」を捨て「大同団結」することが協和党の目的とされた。協和党は各地方における職業・団体ごとの分会（細胞）の結成を通じて、各民族（主に「日系」と「漢系」）を党員として組織することを計画した⁵⁷。そして協和会への改名直後と思われる1932年5月に発表された「全満の愛国者よ手を握れ」は、満洲国における「平等無差別」の「国民」の誕生を説いた。「従来日、鮮の種族は国民となることは許され」なかったため「国家の保護」を受けられず排斥され、「満、漢、蒙の諸種族」も同一の保護を受けられず「種族的な闘争」を繰り返していたが、建国宣言と人権保障法によりこれらは「種族宗教の別」なく等しく「満洲国家の国民」となったとして、「新国家」の「完成」のため分会組織への参加による「愛国者」「先覚者」の協力・団結を呼びかけたのである⁵⁸。恐らく意識的に日本の治外法権や満鉄附屬地の存在を捨象した主張だが、その上で注目すべきなのは、外国人だった在満日本人・朝鮮人が満洲国建国によって「漢、満、蒙」と平等の「国民」になったという認識である。ただし建国宣言と人権保障法によってのみ根拠づけられたこの認識には実体が伴わないために、これを「完成」する組織・運動として協和会が必要だとされたのである。

一方、関東軍の石原莞爾が協和会に見出した利用価値は、国家・政府とは区別される単一の政治結社としての協和会を関東軍の指導下に置くことを通じて、

⁵⁶ 平野「満洲国協和会の政治的展開」239～251頁。

⁵⁷ 満洲帝国協和会編『満洲帝国協和会組織沿革史』不二出版、1982年、19～45頁。

⁵⁸ 満洲協和会（投書）「全満の愛国者よ手を握れ（下）」『満洲評論』第2巻第21号、1932年5月。

独立国家である満洲国の政府を「漢民族の自尊心を傷けざる」形でコントロールすることにあつた⁵⁹。そのためには、満洲国の最高権力は「専制君主」（溥儀）であっても「自由主義による民衆の代表機関立法機関」であってもならず、「統制主義による民衆の代表機関たる一の政治的団体」としての協和会でなければならない。そして日本人は満洲国で「国権の掩護」によって「優越せる位置を占め」ようとするのをやめ、「裸一貫」で協和会に参加し、「実力により各民族の指導者たる位置を獲得し、三千万大衆を掌握」する必要があつた⁶⁰。これは結果として、満洲青年連盟の構想した一党制モデルおよび民族協和イデオロギーと基本的に合致するものだった。

協和会は石原の構想に沿って、「唯一政治団体」としての協和会が「民衆の支持を獲得し、之により国家の根本政策を決定」することにより、満洲国を「日本国家の政治的支配に依らずして日本人の参加する民族協和の独立国家と」することを目標とした⁶¹。協和会は民族協和の理念に基づき日本人・朝鮮人を日本国籍のまま満洲国の「国民」に統合すると同時に、一党制と日本人の参加を通じて、独立国家である満洲国を日本の国策に従わせるものとして期待されたのである。同時に協和会は在満日本人に対して、建国宣言と人権保障法を根拠に「在満邦人」はもはや「日系満洲国々民」になつたとして、「今更附屬地がどうの国籍がどうのと枝葉末節に捉はれて満洲国民になる事を逡巡するに於ては日本人自らが、排日をやる結果となる」、従来の在満日本人としての地位に拘泥すべきではないと説いた⁶²。

ただし設立された協和会の実体は、以上の構想とかなりの隔たりがあつた。

⁵⁹ 平野「満洲国協和会の政治的展開」260頁。

⁶⁰ 「満蒙問題解決に関する石原中佐手記」1932年6月25日（稲葉ほか編『太平洋戦争への道』別巻資料編）182～183頁。

⁶¹ 「満洲帝国協和会ノ理念」（原題、「満洲国協和会ノ理念」）1932年8月（満洲帝国協和会編『満洲帝国協和会組織沿革史』）16～18頁、石原莞爾「満蒙二関スル私見」1932年8月23日（稲葉ほか編『太平洋戦争への道』別巻資料編）185～187頁。

⁶² 「日系満洲国々民」1932年（防衛省防衛研究所蔵『満洲帝国協和会史料 協和会史資料集』第2輯、1940年、JACAR:C12120171900）。

設立当初の組織は中央事務局に重点が置かれ、地方で分会組織活動を行うための拠点は極めて脆弱であり⁶³、また分会代表によって組織される諮問機関である全国・地方の連合協議会⁶⁴は、当初、実際には開催されなかった。満洲事変によって生み出された満洲国の統治それ自体が極めて不安定だったため、協和会の主要な任務は満洲青年連盟と同じく、満洲国内の漢人や朝鮮人、モンゴル人などに満洲国の統治を受け入れさせるための宣撫工作だった。協和会の目的とされた「建国精神」の普及とは、「各民族の民族的自恣運動」への「対抗宣伝」であると同時に、まず満洲国の存在自体を否定する反満抗日活動（「匪賊」「共産主義」「三民主義」）への「対抗宣伝」だった⁶⁵。それどころか「擾乱の策源地北満の治安の確立の緊要なるを認め（中略）兵匪跳梁の各地に日軍及満洲国軍の第一線部隊に従属して、身に寸鉄を帯びず建国精神の宣伝ポスターを唯一の武器として決死的敵前工作」を行うといった「特別工作」が、協和党結成から協和会設立当初の、地方での中心的活動だったのである⁶⁶。

また関東軍や満洲国政府の一部には、協和会が政党として政治運動を行うことを忌避する意向が根強かった。協和党から協和会への改名自体、関東軍の本庄繁らが政党を忌避したためであり、協和会の綱領冒頭には「本会は政治上の運動をなさ」と定められた。小磯国昭参謀長（1932年8月着任）は協和会を國務院総務庁の監督下に置いて「教化団体」にとどめる方針をとり、満洲国政府の日系官僚はしばしば協和会と対立して協和会自体の不要を唱えた⁶⁷。1934年に至っても、協和会は「近き将来に満洲国の独裁政党」たるべきことを自認

⁶³ 平野「満洲国協和会の政治的展開」245～246頁。

⁶⁴ 「満洲国協和会設立委員会議事録」1932年7月18日（稲葉ほか編『現代史資料11』）843～848頁。

⁶⁵ 「今後ノ方針」（1932年8月か）（満洲帝国協和会編『満洲帝国協和会組織沿革史』）54～57頁。

⁶⁶ 「協和会組織大綱並活動状況」『満洲評論』第3巻第3号、1932年7月。また満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』満蒙同胞援護会、1971年、79～82頁。

⁶⁷ 平野「満洲国協和会の政治的展開」243頁、253頁、262～263頁、満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』86～87頁。

しながら、「当分は所謂思想建国団体」たることに甘んじざるを得なかった⁶⁸。そこで協和会が起死回生の手段としたのが、1934年3月の帝制実施にあたっての帝制樹立運動である。同年1月、政府の帝制実施声明の直前に協和会は帝制請願市民大会を開催し、帝制実施直前の2月28日には第一次全国連合協議会を開催して皇帝推載決議を行った。協和会はこの運動により、唯一の帝制促進団体としての政治的権威を獲得した⁶⁹。これは単なる権力への追従とはいえない。帝制請願市民大会に対して國務院総務庁長の遠藤柳作は、皇帝溥儀の即位は「天の啓示」によるものであり、「人民の推載」はこれへの「順和」に過ぎないとして協和会を牽制した。しかし協和会の小山貞知はこれに対し、「民意即天意、天意即民意」であり、「天意の啓示は官吏にのみ映つるものではありません」「民意を排撃して天意を全からしむることは出来ない」と、満洲国の国是である「王道政治」の論理によって批判した⁷⁰。政府が国策とした帝制実施、政府の意向に逆らっても進んで支持することにより、「民意」の代表機関としての地位を獲得しようとしたのである。

関東軍・満洲国政府は政府と協和会との対立の可能性を取り除くべく、1934年9月に協和会を改組して日系官吏と協和会幹部の入れ替えを行った⁷¹。しかし協和会の「独裁政党」志向がこれで消えることはなかった。この改組に際して協和会は、北満で特別工作にあっていた会務職員の、「政治上の運動」を放棄せず「会自体の地盤」を獲得すべきだとする主張⁷²を取り入れ、改めて「国

⁶⁸ 三谷「満洲国国家体制と日本の国内政治」131頁、「弁事処工作ニツイテ」1934（大同3）年（満洲帝国協和会編『満洲帝国協和会組織沿革史』）90頁。1934年は3月の帝制実施により康徳元年となるので、その前に作成されたと推定される。

⁶⁹ 平野「満洲国協和会の政治的展開」263～265頁。

⁷⁰ 小山貞知「天意？ 民意？」『満洲評論』第6巻第4号、1934年1月。また「第一回全連当時の思ひ出を山口重次氏に訊く」『協和運動』第1巻第1号、1939年9月、参照。

⁷¹ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』86～87頁、平野「満洲国協和会の政治的展開」265～266頁。

⁷² 「協和会革正案」1934年8月（防衛省防衛研究所所蔵『満洲帝国協和会史料 協和会史資料集』第5輯、1940年、JACAR: C12120180400）。

民運動」の方針を立て直した。特に地方機構を拡充し、農村における地域別分会と都市における同業分会の組織に重点を置いた⁷³。このような組織活動への関心は「独裁政党」の志向と結びついており、「天意を完璧する為には先づ民意の尊重を第一と為すべき」との見地から、協和会は「唯一無二の民衆的国民的統一機関」として「立法院監察院〔行政監察機関〕の国民的支援の任務を遂行する義務がある」と、満洲国政府に対する支持を通じた統治機構上の権力獲得を企図していた⁷⁴。

1934年の改組の大きな特徴は、全国、地方（省）、県・旗・市の各級連合協議会を改めて設置したことである。協和会の最高諮問機関と位置づけられた全国連合協議会は年一回の定例開催が1935年に開始され、地方レベルの連合協議会の開催も一部で開始された⁷⁵。しかし連合協議会は、協和会の組織活性化にとって必ずしも決定打とならなかった。

第一に、全国、地方、県・旗・市の連合協議会は各地分会代表から代表を選んだが、公選制ではなかった。第二に各地分会から提出された議案は、上程前に「整理」され、また議決には満場一致制が採られた⁷⁶。第三に全国・地方の各級連合協議会の決議は「国民の公正なる輿論」とされながら⁷⁷、その機能は協和会の諮問機関にとどまり、満洲国政府との連絡も規定されなかった。当初、全国連合協議会の協議員はほとんどが漢人（「満系」）から選出されたが（後掲表5）、それは「日系」会員がごくわずかだったためだけでなく、平野が指摘したように、「日本人以外の満洲国国民」に『『民意反映』の幻想』を与えるためだったといえよう⁷⁸。

⁷³ 連合協議会籌備小委員会「国民運動ノ提唱組織ノ整備運用大綱」1935年2月（満洲帝国協和会編『満洲帝国協和会組織沿革史』）119～178頁、満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』88～90頁。

⁷⁴ 連合協議会籌備小委員会「国民運動ノ提唱組織ノ整備運用大綱」。

⁷⁵ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』93頁、118～119頁。

⁷⁶ 同上、93頁、平野「満洲国協和会の政治的展開」269～271頁。

⁷⁷ 連合協議会籌備小委員会「国民運動ノ提唱組織ノ整備運用大綱」。

⁷⁸ 平野「満洲国協和会の政治的展開」270頁。

実際、1935年3月に初めて各地分会の提出議案を集めて開催された全国連合協議会は、議案95件中29件のみを会議に上程し、また上程された議案も「解決に関する方針を協議」したのみで、以後は「政府と交渉」とされた。各地代表の不満に対して協和会中央本部の阪谷希一（兼國務院総務庁長）は、次のように明言した。すなわち連合協議会は「宣徳達情工作」すなわち政府が「民意を反映」し協和会が「政府の意向を知る」ためのものであり、「民衆代表より成る議会」ではないので、政府との「権利義務関係」はなく、あくまで「道義的」な関係、「道徳的な義務」があるだけである。ゆえに議案を過半数で票決する方法は「絶対に採ら」ず、上程以前の「提案の整理」に重きを置き、上程議案の採決は「満場一致の形式」を採る。さらに議決を経ても「提案の実行を迫る」ことはできない、と⁷⁹。多数決原理と議決事項の政府による実行の義務化により協和会全国連合協議会が事実上の満洲国議会となることを、満洲国政府は拒絶したのである。このような連合協議会の「官僚的限界」は、「民衆の協和会への魅力」を失わせるものと認識されていた⁸⁰。そもそも反満抗日活動が完全に収束することはなかったが、満洲国の統治に服した漢人などの住民にとっても、協和会への参加は動機付けに乏しいものだったといえよう。協和会の会員は、満洲国総人口の1%前後だった（表3）。

そして協和会の不振は、「民族協和」の重要な構成要素であるはずの在満日本人が、会運動に従事する会務職員以外ほとんど加入していなかったことにもよる。満洲国の建国後も、在満日本人のほとんどは満鉄附属地や開放地に居住していた（表1）。彼らは附属地の地方委員会や各地領事館管轄下の居留民会による「自治」を続けていただけでなく、むしろその強化を望む傾向にあった。

特に注意すべきは、満鉄附属地の動向である。満洲国建国直後の1932年3月、

⁷⁹ 阪谷希一「協和会・連合協議会の特異性」『満洲評論』第8巻第14号、1935年4月、同「協和会の使命と社会的地位」同第8巻第18号、1935年5月。

⁸⁰ 宮城「満洲帝国協和会の『再生』は如何にして徹底するか」同第11巻第11号、1936年9月。

表3 協和会の会員数（単位：人）・組織率

年	会員数	組織率
1934	300,000	0.9%
1935	330,000	1.0%
1936	370,000	1.0%
1937	814,897	2.2%
1938	1,093,634	2.8%
1939	1,491,397	3.8%
1940	1,771,852	4.3%
1941	2,789,962	6.5%
1942	3,208,223	7.2%
1943	4,116,341	9.1%

注：会員数は野町融「会組織の研究」『協和運動』第7巻第1号、1945年1月による。組織率は会員数とそれぞれの年の満洲国人口（表2）より計算した。

附属地の地方委員会連合会は満洲における「日本側諸機関」（関東軍、関東庁、満鉄、外務省）の統一と「総督政治」の実現という議案（奉天、鉄嶺）を満場一致で可決し、また地方委員会に予算案議決権を与え、満鉄の諮問機関から議決機関にする議案（奉天）を可決した⁸¹。台湾や朝鮮と同様の総督府を設置せよという要望は、満洲国を事実上の日本の領土とみなす認識に立っていたといえよう⁸²。これは翌1933年にも、「今や満洲国は建設せられ対外関係を考慮する必要」はないので、地方事務所・地方委員会の名称を「地方行政事務を処理するに相応しき名称」に変えるべきだとの議案（新京）が満場一致で可決されたことから明らかである⁸³。従って地方委員会を議決機関にせよという要望は、満洲国を事実上の日本領とみなす認識から、満鉄附属地における政治参加を実質的な自治権として確立しようとの意向だったと考えられる。なお1934年にも

⁸¹ 「地委連合会奉天の提案」『満洲日報』1932年2月18日、「満蒙諸問題に関する重要議案審議 地方委員連合会議事」同1932年3月7日、「全満地委連合会六日終了す」同上。

⁸² これに対する満洲国公式イデオロギーからの批判として、伏臥居士（談）「在満諸機関の形式的統一論を排し民族協和の再認識を促がす」『満洲評論』第2巻第24号、1932年6月、参照。

⁸³ 「第十回全満地委連合会提出議案（三）」『満洲日報』1933年3月21日、「第十回全満地委連合会（第一日）」同1933年3月29日。

「附屬地自治制」施行促進の要望（新京）が提出され、前回同趣旨の決議があったとして撤回された⁸⁴。地方委員会連合会には、「満洲議會」との通称さえあった⁸⁵。これらに示された満鉄附屬地における日本人の政治意識は、民族協和の理念が要請する「日系満洲国民」とはほど遠いものであり、支配植民地化の実態を率直に表現していたといえよう。

居留民会もまた、その存在理由からいえば当然だが、「日系満洲国民」の觀念とは全く相容れない行動を取っていた。その端的な事例は、1932年4月、奉天居留民会がリットン率いる国際連盟調査団に対して「在満日本国民の立場」から、張學良政権が1915年に対華21ヶ条要求で日本が獲得した権利を認めず、在満日本人・朝鮮人の活動を圧迫してきたと陳情を行ったことである⁸⁶。そして居留民会は前述の通り満洲事変以前は低調だったが、満洲事変後、満鉄附屬地以外にも在満日本人が増加したことを受けて各地で結成が増加し、1933年には共有する問題を協議すべく、全満居留民会連合会が結成された⁸⁷。なお、連合会結成の主な契機は在満日本人小学校の経営費用の問題だった。満洲事変以前から、附屬地では満鉄が日本人学校を経営し、附屬地以外では領事館の管轄と満鉄の財政補助のもと、居留民会が日本人学校を経営していたが⁸⁸、事変後、附屬地外での日本人の人口急増で小学校の需要が急激に拡大し、各地居留民会は財政負担に苦しんでいたのである⁸⁹。満洲国における日本人教育権は、後に治外法権撤廃に際して改めて問題となる。

もう一つ触れておくべきなのは、関東州租借地の日本人についてである。関

⁸⁴ 『第十一回全満地方委員会連合会定時會議々事録』。

⁸⁵ 「全満地方委員会連合会定時會議」『満洲日報』1935年3月17日。

⁸⁶ 野田編『奉天居留民会三十年史』272～284頁。

⁸⁷ 満鉄地方部残務整理委員会『満鉄附屬地経営沿革全史』下、347頁、野田編『奉天居留民会三十年史』219～220頁。

⁸⁸ 塚瀬『満洲の日本人』108～109頁、南満州鉄道株式会社庶務部調査課編『南満州鉄道株式会社第二次十年史』南満州鉄道株式会社、1928年、1137～1138頁。

⁸⁹ 「何処に落着くか吉林教育費」『満洲日報』1933年3月25日、「邦人子弟教育に根本的施設計画」同1933年11月10日。

東州は満洲国の領域に含まれず、中華民国からの租借による日本（関東庁）の統治が継続した。つまり満鉄附属地や領事館管轄下の日本人とは異なる国家に居住することになったのであり、満洲国建国に伴う政治的地位の変動、とりわけ「満洲国人民」ないし「日系満洲国民」としての政治的帰属が問われる事態には直面しなかった。しかし例えば満洲商工会議所連合会に満洲国建国後も大連商工会議所が参加していたように、実際の在満日本人社会では、特に関東州と満鉄附属地の間で密接なつながりが維持され続けていた⁹⁰。満洲国内と関東州の日本人の関係もまた、やはり治外法権・附属地行政権の政治争点化を通じて問題となってゆくのである。

以上のように、満洲国の建国と民族協和の理念は、在満日本人（官吏、民間人）を「日系満洲国民」として統合することを要請したが、在満日本人に日本国籍を放棄させることが困難だっただけでなく、在満日本人は日本の治外法権の下におかれ、また大半が日本側機関のもとでの「自治」に依拠していたため、満洲国の公式イデオロギーに服する必要を認めていなかった。ゆえに満洲国の独立性を高めるべく日満間で推進された治外法権の撤廃と附属地行政権の移譲は、在満日本人にとって重大な政治問題となった。

2 治外法権撤廃・附属地行政権移譲と在満日本人

(1) 治外法権撤廃・附属地行政権移譲の政治争点化

1932年9月15日、日本と満洲国は日満議定書を締結した。日本が満洲国を住民の意思に基づく独立国として、リットン調査団の報告を待たずに承認するとともに、両国が日中間の条約・協定に基づく満洲国内の日本権益の継承と、日

⁹⁰ 「全満商議大会」同1932年10月9日。

満共同防衛のための満洲国における日本軍の片務的駐兵に合意したのである。そして同日に日本政府が発表した声明では、「治外法権の撤廃及一般外国人に対する内地開放問題」への満洲国の取り組みに対する評価が示された⁹¹。日満議定書は日本と満洲国という独立国家間の特殊関係という形による支配—従属関係を定式化した⁹²が、それは日本の満洲国承認を前提とするゆえに⁹³、日本は満洲国の独立を不完全としていた治外法権を撤廃する必要を間接的に認めたのである。

治外法権と同時に「内地開放」、すなわち国内における外国人の移動・居住・営業の自由が課題とされたのは、満洲国における日本の治外法権が満鉄附属地・開放地の存在と不可分だったためにほかならない。これは19世紀末の日本の条約改正に際して、欧米列国の領事裁判権の撤廃とともに居留地制度を廃止し、欧米人に対する内地開放（内地雑居）を行ったこと⁹⁴と対応関係にあった。しかし実のところ満洲国では、治外法権撤廃を待たずに日本人・朝鮮人への内地開放が事実上行われていた。第一に、1915年の「南満洲及東部内蒙古に関する条約」に基づく南満洲での移動・居住・営業の自由は日満議定書により承認された。第二に、1920年代に中国側の国権回復運動により空文化していた土地商租権は、1933年には満洲国により国内全域に拡張のうえ保障された⁹⁵。そして第三に土地商租権に付随して、移動・居住・営業の自由も事実上満洲国内全域に拡張されたのである⁹⁶。ゆえに治外法権撤廃の意味は、何より在満日本人・朝鮮人を満洲国の法令に服せしめることにあった。とりわけ在満日本人・朝鮮

⁹¹ 外務省編『日本外交文書 満洲事変』第2巻第1冊、外務省、1979年、621～640頁。

⁹² 副島昭一は、「傀儡国家の形式の植民地と、満鉄を通じた事実上の植民地という植民地の二重構造は関東軍にとっても早晩解消すべき課題」だったと説明する。副島『『満洲国』統治と治外法権撤廃』133頁。

⁹³ 塩出浩之「近代日本の移植民と政治的統合」（東京大学大学院総合文化研究科2004年度博士論文）。

⁹⁴ 浅田『日本帝国主義下の民族革命運動』372～377頁。

⁹⁵ 広田外務大臣宛在満洲国菱刈大使、1933年12月9日（外務省編『日本外交文書昭和期Ⅱ』第1部第2巻、外務省、1998年）309～310頁。

人が満洲国の課税対象とならないことに対する漢人の不満は、事実上の内地開放や土地商租権の確立とともに強まっていた⁹⁶。

満鉄附属地における日本行政権も、事実上の内地開放にもかかわらず治外法権とともに維持されていた。在満日本人の大半は附属地に居住しており、その人口は増加する一方だった（表1）。前述した協和会の在満日本人批判が示すように、附属地への集住は民族協和イデオロギーとは相容れないものだった。また開発・植民政策の観点からも、日本人が満洲国に「安定の基礎」を築き「満蒙今後の開発」を実現するには、「国中更に国を建設」する附属地は望ましくないと認識された⁹⁷。ゆえに満洲国への附属地行政権の移譲は、治外法権撤廃と併せて満洲国の独立という体裁を整える意義に加え、在満日本人の依存する日本支配地域を撤去し、内地開放をより実質化する意義を有していた。

しかし日本政府と満洲国政府が治外法権撤廃・附属地行政権移譲を遂行する過程において、在満日本人は従来の自らの地位を維持すべく活発な政治運動を展開した。

1933年6月から7月にかけて、日本政府と満洲国政府が治外法権の撤廃を本格的に検討していること、治外法権の撤廃は満洲国への附属地行政権への移譲を伴うことが報道された⁹⁸。このとき附属地の地方委員会連合会や奉天居留民会は、治外法権の撤廃は時期尚早との意向を示しているが、詳細は明らかでない⁹⁹。

⁹⁶ 「王道と日満両国人民の税金問題、それから支那の人は満洲国をどうみる？」『満洲評論』第5巻第4号、1933年7月、広田宛菱刈、1933年12月9日、副島「『満洲国』統治と治外法権撤廃」、浅野『帝国日本の植民地法制』426～427頁。

⁹⁷ 難波勝治「満蒙植民地問題に就て」『満洲評論』第2巻第3号、1932年1月。難波は台湾における日本人入植政策を批判する一方、模範的な事例としてブラジルの「植民融和政策」を挙げており、ここでの「植民地」とは主権の所在を意味しない。難波の議論は、内地雑居論争における居留地制度批判（政治的独立）と内地雑居尚早論（欧米人の植民活動に対する懸念）の双方に通ずるものである（塩出「近代日本の移植民と政治的統合」）。

⁹⁸ 「時期を早めた治外法権撤廃」『満洲日報』1933年6月18日、「附属地行政権移譲治外法権の撤廃断行」同1933年7月19日、「満洲国の法権撤廃最早や時間の問題」同1933年9月11日。

⁹⁹ 「治外法権の撤廃時期尚ほ早し」同1933年8月27日、野田編『奉天居留民会三十年史』75頁。

満鉄附属地の日本人の関心が、とりわけ附属地自体にあったことは明らかである。1933年11月には満鉄での改組案において、治外法権とは直接の関係なく満鉄地方部の附属地行政権を満洲国政府に移譲し、満洲国による課税を可能とすることが検討された¹⁰⁰。これに対して地方委員会連合会は臨時総会を開いて、「満洲国の形式実質とも完備してをらず」との多数意見により、移譲は時期尚早とする決議を行った¹⁰¹。1934年3月の全満地方委員会連合会では、治外法権撤廃・附属地返還は「理想」だが「満鉄が三十年来莫大な資本と努力を払」った附属地は「如何なる形に於てか残るべきもの」との発言（奉天）や、「附属地は満洲国の財政収入を軽減する所の伏魔殿だと云ふやうなことを平然として叫んで」いる「満洲国の日系官吏」に「非国民売国奴と叫びたい」との発言（新京）があった。ただしその一方で、満鉄が委任経営する満洲国の国有鉄道にも附属地を拡張したいとの議案（大石橋）については、「今日既に有する所の附属地を返還する」のは「以ての外」だが、満洲国の鉄道に附属地を設置するのは「日満融合」の趣旨に反するうえ、「奥地奥地に日本の領土見たやうなものを建設」するのは「外国から非常に疑を掛けられる」との反対（新京）があり保留となった¹⁰²。総じて、治外法権撤廃・附属地行政権移譲を将来的には不可避と認めつつ、附属地における生活環境を極力維持したいとの意向だったといえよう。

一方、附属地外の居留民は開放地における治外法権の可能な限りの維持を求める一方、附属地「主権」の返還を機として、附属地内外を問わない日本人の「自治」を要望した。奉天居留民会は1933年11月の評議員会で、次のような意向を明らかにした。すなわち第一に治外法権の撤廃を認めた上で、日本人が

¹⁰⁰ 「地方部の処置」『満洲日報』1933年11月7日、「附属地行政の移管は改組と同時に実現か」同1933年11月11日。

¹⁰¹ 「附属地行政権の移管尚早論多数を占む」同1933年11月22日（夕刊）、「満鉄附属地行政権移管は時期尚早」同1933年11月22日。

¹⁰² 『第十一回全満地方委員会連合会定時会議々事録』。

「多年居住経営」する開放地を「漸次実行区域」として、撤廃に「相当年月の準備期間」を設け、また日本人に対する教育・課税・警察行政について「自治的規定」を設けるよう求めること。第二に附属地の「主権」返還についても認めた上で、やはり教育・課税・警察行政について、附属地内外を問わず「在留邦人の自治」を「属人的に区分」するよう求めることである¹⁰³。同時期、奉天居留民会の座談会で会長の野口多内が、附属地が返還された場合には附属地・居留民会の区別をなくして、「奉天にゐる日本人の一大自治体を組織」すればよいと主張したのはこれと同趣旨といえよう¹⁰⁴。教育・課税・警察行政における「自治」の要望は、「居留民会が経営しつつある教育衛生等の諸事業を満洲国に一任する事は同国の現状より見て到底不可能」といった同会の認識¹⁰⁵に立脚していたと思われる。また奉天居留民会の管轄地域自体が奉天の満鉄附属地に隣接していたため、以前から同会は附属地内外の日本人に待遇の格差が生ずることを問題としていた¹⁰⁶。その結果、在満日本人の属人的な「自治」という、附属地の内外を問わず日本人が満洲国の統治に服する範囲を最小限にとどめようとする構想が生まれたのである。

1934年7月以降、日本政府（岡田啓介内閣）で陸軍の要求により在満機構の改革が検討される中で¹⁰⁷附属地行政権の満洲国移譲が俎上にのぼると、在満日本人の活発な附属地行政権移譲反対運動が展開された。この運動には、以下の三つの特徴が指摘できる。

第一に、奉天などを中心とする満鉄附属地において、治外法権撤廃・附属地行政権移譲に対する反対の核心にあったのは、附属地における満洲国課税、特

¹⁰³ 「満洲国内の法権撤廃 二段に分け実行せよ」『満洲日報』1933年11月29日。

¹⁰⁴ 「法権撤廃問題で奉天民会座談会」同1933年12月5日。

¹⁰⁵ 有田外務次官宛林閣東庁警務局長、1933年3月28日（外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第2巻）280～283頁。

¹⁰⁶ 有田宛林、1933年3月28日。

¹⁰⁷ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』344～346頁。

に営業税への反対だった¹⁰⁸。とりわけ駐満日本大使館の試案として、附属地行政権移譲に伴い満洲国課税を検討していることが新聞紙上に公表されると、奉天商業会議所を初めとする各地の団体が続々と満洲国課税反対の陳情を行った。附属地で課されていた公費は極めて低率であり、満洲国の課税のもとでは在満日本人商工業者は漢人商工業者と競争できなくなると認識されていたのである¹⁰⁹。奉天で開かれた附属地町内会連合会は「法権撤廃時期尚早」「附属地行政権返還絶対反対」に加えて特に「附属地課税権承認反対」を決議し¹¹⁰、同じく奉天で開催された附属地在住邦人代表者懇談会では、治外法権撤廃は「尚早」で合意、附属地行政権移譲は「尚早」「絶対反対」「反対」でまとまらず「大体に於て反対」となり、課税については「反対」で合意した¹¹¹。治外法権の撤廃は満洲国を独立国と認める以上は時間の問題と認識されていたが、これと分離してでも附属地行政権を維持する要望が存在し、さらにそれが不可能であっても満洲国課税だけは回避ないし軽減を要望するというのが、附属地在住日本人の最大公約数的意向だったといえよう。

第二に、附属地行政権移譲反対運動の中心となったのは満鉄附属地だけではなく、関東州の大連でも激しい反対運動が起こった。大連で開催された在満機構問題市民大会では附属地行政権移譲への反対が決議され¹¹²、また大連商業会議所は治外法権撤廃は漸進的にすべく、附属地行政権移譲は絶対不可との陳情を行った¹¹³。新京の在満洲国日本大使館が開催した全満民団代表懇談会でも、大連が提出した「附属地行政権返還反対」の議案について、「関東州代表者」

¹⁰⁸ 「邦人憂慮の中心は附属地課税問題」『満洲日報』1934年8月24日。

¹⁰⁹ 広田外務大臣宛在奉天蜂谷総領事、1934年8月23日（外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第3巻）722～723頁、田中隆一『満洲国と日本の帝国支配』有志舎、2007年、91～92頁、浅野『帝国日本の植民地法制』433～435頁。

¹¹⁰ 広田外務大臣宛在奉天蜂谷総領事、1934年8月22日（外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第3巻、外務省、2000年、675～676頁。

¹¹¹ 「要路に陳情決定」『満洲日報』1934年9月3日。

¹¹² 広田宛蜂谷、1934年8月22日。

¹¹³ 「大連商工会議所陳情」『満洲日報』1934年8月21日。柳沢遊『日本人の植民地経験』青木書店、1999年、265頁。

と「附属地を有する土地の代表者」が中心となって意見を主張した¹¹⁴。関東州の日本人は、満鉄附属地の行政権移譲により関東州との経済的な結合が失われることを懸念したのであり¹¹⁵、それは言い換えれば、同年9月の関東州民大会で示されたように、同じ日本支配下にあった関東州と満鉄附属地に居住する「吾等三十万の在満邦人」の一体性が失われることへの懸念だった。ゆえに「在満政治機構改革」が「日本国民を中心と」して行われず、「満洲国を以て純然たる外国と同視する」ことを彼らは強く批判したのである¹¹⁶。

第三に、満洲国内の満鉄附属地外に居住していた日本人は、この反対運動では目立った活動が見られず、前述の民団懇談会でも、「附属地を有せざる地方の代表者は附属地代表者に気兼ねし居るが如く」に附属地行政権移譲反対に同意したと観察されていた¹¹⁷。ただし全満居留民会連合会は満洲国課税に際して、徴税分を従来のみ会賦課金に代えて満洲国から日本人教育費として補助するよう要望していた¹¹⁸。すなわち治外法権撤廃についての態度は不明だが、附属地行政権移譲については消極的にのみ反対する一方、日本人教育における「自治」には強い関心を持っていたといえよう。

1934年10月に決定し、同年12月に実施された日本在満機構改革の主な内容は、関東軍司令官による駐満全権大使の兼任、関東庁・関東長官の廃止と関東局・関東州知事の設置、対満事務局の設置だった。この機構改革直後から日本政府と満洲国政府は治外法権撤廃・附属地行政権移譲に向けた作業を開始するが、在満日本人の要望は、治外法権撤廃・附属地行政権移譲という原則を除くとある程度反映されていった。しかしその過程で改めて問題となったのが、在満日本人の政治参加をめぐる問題だった。

¹¹⁴ 広田外務大臣宛在満洲国菱刈大使、1934年8月25日（外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第3巻、678～680頁）。

¹¹⁵ 広田宛菱刈、1934年8月25日、柳沢『日本人の植民地経験』265頁。

¹¹⁶ 「宣言・決議関係方面に電送 関東州民大会」『満洲日報』1934年9月16日。

¹¹⁷ 広田宛菱刈、1934年8月25日。

¹¹⁸ 浅野『帝国日本の植民地法制』434頁。

(2) 治外法権撤廃・附屬地行政権移譲の実施と在満日本人の「自治」

1935年2月、日本政府は外務省を中心とする「満洲国治外法権撤廃に関する委員会」を設置し、新京にも関東軍・日本大使館・関東局・満洲国政府の代表者から成る「治外法権撤廃現地委員会」が設置され、治外法権撤廃・附屬地行政権移譲に向けた審議が開始された。同年5月には、治外法権の撤廃はまず産業・課税法規、次に警察、そして司法という「事項別漸進主義」によることが決定した。課税権は附屬地の在満日本人が最も反対していた事項だったが、満洲国の財政上の要請と、漢人の不満を解消するという統治上の要請のため最優先されたのである。同年8月に閣議決定された日本政府の基本方針は、「在留帝国臣民の生活に急激なる変動を与へ」ず、「満洲国の全領域に於ける帝国臣民の安住発展を一層確保」するよう撤廃・移譲を漸進的に行うことであり、また治外法権の撤廃を通じてこそ、「満洲国の健全なる発達」「満洲国に於ける我國民の全面的発展」「日満両国善隣不可分の関係」が可能となると意義づけられた。またこのとき、関東州は満洲国に編入されないことが確認された¹¹⁹。

治外法権の一部撤廃について課税権を優先する方針が明らかになると、奉天の商工会議所、居留民会、地方委員会などの日本人団体は関東軍の意見聴取に対して、課税権よりも司法権と警察権の移譲を優先すること、営業税を実施延期しまた軽減すること、地方税を当分賦課しないことなどを要望し¹²⁰、地方連合会委員会や全満商議連合会もこの方針で運動を展開した¹²¹。しかしその効果は不明であり、在満日本人の関心は課税権移譲後の問題に向かった。

第一に、政治参加の問題である。奉天居留民会は1935年4月の時点で、満洲

¹¹⁹ 副島『『満洲国』統治と治外法権撤廃』136～140頁。

¹²⁰ 広田外務大臣宛在奉天宇佐見総領事、1935年8月26日（外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第4巻下、外務省、2006年）860～861頁。

¹²¹ 「各要路の慎重な考慮を要請」『満洲日日新聞』1935年9月14日（夕刊）、「課税権移譲問題」同1935年10月9日。

国課税を附属地外のみを実施するという新聞報道を受けて「差別的取扱」をしないよう日本政府・満洲国政府に請願していたが、その際に附帯事項として、「満洲国の課税権を認むる場合は同時に在住帝国臣民に対し満洲国の国政又は市政等に参与するの権能を附与する」よう要望していた¹²²。前述した日本人の「自治」構想が、満洲国への納税を通じて満洲国における政治参加という構想につながったものといえよう。1935年10月に開催された「治外法権に伴ふ教育行政及び課税問題善処方協議会」でも、参加者の詳細は不明だが、請願決議には課税の軽減や猶予、課税権の移譲に伴う満洲国からの教育費交付などとともに、「満洲国に速かに自治制度を確立し日本人をして参与せしむること」が挙げられた¹²³。

第二の問題は、それまで在満日本人が有してきた「自治」組織の存廃である。課税権移譲について「現地における一部の反対意見により今更これを変更するが如きことは殆ど不可能」¹²⁴と報じられていた1936年2月、奉天の居留民会、商工会議所、地方委員会、連合町内会では治外法権撤廃後の居留民会の存廃について試案を作成した。一つは教育行政を満鉄、兵事行政を領事館、神社行政を氏子に管理させて居留民会を解散するとともに、「現在の町内会を拡大した如き集团的社交機関」を設ける案、もう一つは満鉄地方事務所と居留民会とを「一丸とした総合日本人会」を組織して教育・兵事・神社行政を担当させる案である¹²⁵。後者は属人的な日本人「自治」の構想を意味するが、いずれにせよ満洲国課税への転換により居留民会の基本的機能が失われることが認識されていたのである。

同じく1936年2月の全満地方委員会連合会では、奉天代表が「附属地は関東

¹²² 広田外務大臣宛在満洲国南大使、1935年4月9日（外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第4巻下）850～853頁。

¹²³ 「課税問題に関する請願決議」『満洲日日新聞』1935年10月28日

¹²⁴ 「邦人の立場を考慮し実施には細心の考慮」同1936年2月7日（夕刊）。

¹²⁵ 「治外法権撤廃と民会の善後処置」同1936年2月24日。

州の延長と同様の歴史的存在」として治外法権とは別個に存続すべきだと主張し、もし行政権移譲が不可避なら「附属地を特別地域として主として日系を以て経営せらるること」を提案したが、反対意見もあり決議には至らなかった¹²⁶。しかし治外法権撤廃現地委員会に「附属地居住民の唯一の民意代表機関」として出席を特に要望して認められていた満鉄は、同委員会で「附属地居住邦人の発言権を確保すること」、附属地を「当分の間特別行政区域」とすることを要望した。1936年4月、同委員会は附属地を「特別の行政区」とはせず「現行満洲国機構に吸収」する一方、これまで地方委員会の置かれた地域については「当該地方行政に参与する為諮問機関を設」けると決定した。ただしこの諮問機関（後の諮議会）は、「民選」とはしないこととなり、満鉄によればその理由は、「満洲国に於ては他民族との関係上民選の参与制度を認めない方針」であるためだった¹²⁷。この理由は、第一に日本人のみの公選制は認めないという意味、第二は日本人と他民族が参加する公選制も認めないという意味の二つの解釈が可能である。第一が民族協和イデオロギーの必然的な要請である一方、第二は満洲国で選挙制議会が否定されていた基本的理由の一つと関係する。前述の「公民議会」構想や後述する協和会連合協議会が示すように、公選制は票決を通じて民族間の人口比を顕在化させるため避けられたものと考えられる。

1936年6月10日に調印された「満洲国に於ける日本国臣民の居住及満洲国の課税等に関する条約」および「附属協定」は、第一に「日本国臣民」に満洲国内における移動、居住、営業、土地所有について「満洲国臣民」と完全に同等の権利を付与した¹²⁸。これにより在満日本人・朝鮮人は、既に事実上行われていた満洲国の内地開放を改めて公認されただけでなく、土地商租権に代わる完全な土地所有権をも手に入れた。彼らはあくまで「日本国臣民」としてではあ

¹²⁶ 「撤廃の時期を繞り痛烈な論戦展開」同1936年2月28日。

¹²⁷ 満鉄地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』上、1348～1349頁、1392～1393頁。

¹²⁸ 副島『『満洲国』統治と治外法権撤廃』146～147頁。

るが、「満洲国臣民」と等しい権利を得たのである。満洲国の内地開放とは、要するに日本人による投資・移住植民地化のための環境整備だったといえよう。第二にこの条約は、治外法権を一部撤廃し、日本人への課税権（営業税、地税など）を移譲した。ただし課税については、在満日本人の要望を考慮して段階的な軽減措置が行われた¹²⁹。また居留民会の要望に基づき、満洲国が日本人教育費を分担することも定められた¹³⁰。なお治外法権の完全な撤廃は、1937年末に実施することが決定された¹³¹。

この条約に対して、野口多内は全満日本居留民会常任理事・全満朝鮮人民会連合会会長として、満洲国における内地開放・土地所有権獲得を「往年の夢」と歓迎し¹³²、満洲商議連合会会長の石田武亥は、「多年馴致された重要な広範囲の特権を一朝に放棄して在在邦人に急激なる脅威を与へることは大に警しむべき」だとして、「適當の漸進期間」を設けたことを評価した¹³³。在満日本人は、権利の獲得と義務の軽減をとともに要望に合ったものと認めたといえよう。しかし満洲国において日本人の「自治」を維持するという要望は、これによって満たされてはいなかった。

1936年7月1日の治外法権一部撤廃実施とともに、各地の居留民会は課税・衛生事務を市公署などに引き継ぎ、教育・兵事・神社行政事務を残すのみとなった¹³⁴。このとき新京居留民会の事務を引き継いだ新京特別市長の韓雲楫は、「従来満洲国民側より言へば、日本人に対する特別の待遇等に関し、不平、不満もなきを保し難きものがあつた」が「今後は全く一樣になる」として、「真

¹²⁹ 同上、147～148頁。

¹³⁰ 浅野『帝国日本の植民地法制』445頁。

¹³¹ 副島「『満洲国』統治と治外法権撤廃」149頁。

¹³² 野口多内「『往年の夢』茲に実現す」『満洲日日新聞』1936年6月11日（号外）、副島「『満洲国』統治と治外法権撤廃」149頁。

¹³³ 石田武亥「対立政策より一転 協力政策に飛躍」『満洲日日新聞』1936年6月11日（号外）。

¹³⁴ 野田編『奉天居留民会三十年史』293～296頁、満鉄地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』下、347頁、満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』487～488頁。

の日満親善を実現」したいと述べた¹³⁵。

各地の居留民会は治外法権の完全撤廃後にも存続することを求め¹³⁶、またそれが不可能としても「在留日本人の自治的団体」としての居留民会の機能を引き継ぎ、「在留邦人の総意を代表」する団体の創設を求めていた。注目すべきことに、1937年3月末の乾重雄（在白城子日本総領事館分館主任）の報告によれば、これに対して協和会関係者は、居留民会に代わるべきものは協和会の「日本人分会」と連合協議会だと主張していた。次節で詳論するように協和会は関東軍の指導のもとで、治外法権一部撤廃を機として、在満日本人を組織する大規模な「日系工作」を展開していたのである。乾の観察によれば、協和会に賛同していたのは「一部の日系官吏」などの居留民会役員のみであり、乾自身も「日本人会の創設」が「最も妥当」だと主張していた¹³⁷。しかし1937年4月に関東軍や満洲国政府、協和会関係者の参席のもと開催された全満居留民会連合会では、「飽くまで公法人による」居留民会の存続を求める主張に対し、「五族協和の精神からして日本人のみの民意を暢達する日本人会は不必要だ、よろしく協和会を通じて日本人の民意をも反映すべきである」との意見が出され、折衷案として「協和会説」を取りつつ「民会に代るべき団体」も作るとの決定がなされた¹³⁸。1937年6月には植田謙吉関東軍司令官兼在満全権大使のもと開催された領事会議で、居留民会は治外法権撤廃とともに解消し、居留民会の扱ってきた「日本人関係事務」は可能な限り協和会で扱うことが決定された¹³⁹。関東軍の強力な指導のもと、在満日本人団体である居留民会の機能を、「満洲国民」の団体である協和会で吸収することになったと見るべきだろう。

¹³⁵ 「居留民会の引継を終つて」『満洲日日新聞』1936年7月3日。

¹³⁶ 「哈爾濱居留民会 改組問題で波乱」『大阪朝日新聞』（満洲版）1937年3月31日。

¹³⁷ 佐藤外務大臣宛在白城子乾分館主任、1937年3月30日（外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第5巻下、外務省、2008年）1579～1581頁。

¹³⁸ 「全満居留民会連合会（第二日）」『満洲日日新聞』1937年4月22日。

¹³⁹ 広田外務大臣宛在満洲国植田大使、1937年6月28日（外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第5巻下）1588～1589頁。

いっぽう附属地では、1937年3月に開催された「最後の」全満地方委員会連合会が、目前に迫った附属地行政権返還の後も「地方委員会の如き行政参画機関」を設けるよう満洲国に請願することを検討した結果、「行政首脳者」への日本人任命を要望する案が撤回された一方、「市政運用の諮問機関」設置を要望する案が可決された¹⁴⁰。地方委員会に代わる「民意暢達の機関」はやはり協和会とされており、この会議にも協和会関係者が参席していた。会議後の座談会では各地方委員から「協和会による民意暢達の方法は如何なる形式において行はれるか、またその実現については何等の懸念もなきや」と質問があり、協和会側からは「連合協議会の決議は為政当局を道徳的に義務づける」との回答がなされた¹⁴¹。次節で論ずるように、このように在満日本人が求めた「自治」は、まもなく連合協議会の政治的機能を争点化することとなった。

1937年6月の満洲国新民法・新商法の制定をうけて、日中戦争開始後の同年11月5日に「満洲国に於ける治外法権の撤廃及南満洲鉄道附属地行政権の移譲に関する日本国満洲国間条約」が締結され、治外法権撤廃と附属地行政権移譲が完了した（12月1日実施）。ただし極めて重大な、二つの相異なる形の例外が設けられた。第一に「附属協定」により、日本は満洲国内において日本国籍保有者に対する神社・教育・兵事に関する行政権を留保することとなった（朝鮮人は一部地域の初等教育のみ）¹⁴²。附属地行政権の移譲とともに、日本行政権の一部がかえって満洲国内全体の日本人・朝鮮人に属人的に拡大したのである¹⁴³。なお在満日本人は、この後も一貫して日本の徴兵制の下にあった¹⁴⁴。そ

¹⁴⁰ 「行政参画機関設置請願の件」『満洲日日新聞』1937年3月13日、「地方委員制の最後を飾る 連合定時総会開く」同1937年3月17日。

¹⁴¹ 「忌憚なき質疑 協和会へ集中」『大阪朝日新聞』（満洲版）1937年3月20日。

¹⁴² 副島『『満洲国』統治と治外法権撤廃』150～152頁、浅野『帝国日本の植民地法制』467～471頁。

¹⁴³ 日本近代史研究会・木戸日記研究会『片倉衷氏談話速記録』上、292～293頁。

¹⁴⁴ 満洲国では1940年に満洲国国兵法が制定されたが、日本人と朝鮮人は適用対象外だった。朝鮮人に対しては日本の朝鮮人徴兵制が1944年から実施された。田中『満洲国と日本の帝国支配』141～147頁。

して第二に、日本国籍保有者に対する司法権・警察権行使は、満洲国政府の日本人司法官・警察官が担当することとなり、特に警察官は日本側機関（関東局警察、領事館警察）からそのまま引き継がれた。また日本国籍保有者が刑法上の重犯罪に問われた場合は、日本の関東州法院の管轄となった¹⁴⁵。治外法権撤廃・附属地行政権移譲は、いわば「日系官吏」と「日系満洲国民」との関係に置き換えられる形で骨抜きにされ、またそれさえも貫徹しなかったのである。

以上のように日本行政権は留保されたが、教育・神社行政事務は大使館、兵事行政事務は関東軍・大使館に引き継がれ¹⁴⁶、それまで日本側機関のもとで「自治」を行ってきた満鉄附属地の地方委員会、そして居留民会は全て解散となった。なお「附属協定」の「了解事項」として、1936年4月の現地委員会で決定された通り、附属地の地方委員会があった地域には原則として満洲国政府が諮問機関を設置することになった¹⁴⁷。満洲国における日本側機関のもとでの日本人の「自治」は、各種の行政権へと分解されて一部は満洲国に移譲され、一部は日本に留保された。しかし最後に残った「自治」そのもの、つまり政治参加については、居留民会廃止の経緯に明らかなように日本行政権によって維持することが認められず、また附属地返還の経緯に明らかなように、満洲国政府も公選制による政治参加を認めなかった。選挙制議会を持たない満洲国で在満日本人の「自治」に代わるべき役割を新たに与えられたのは、協和会だったのである。

¹⁴⁵ 副島『『満洲国』統治と治外法権撤廃』152～154頁、浅野『帝国日本の植民地法制』470～475頁。

¹⁴⁶ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』494～495頁。

¹⁴⁷ 「御署名原本 昭和十二年 条約第一五号・満洲国ニ於ケル治外法権ノ撤廃及南満洲鉄道附属地行政権ノ移譲ニ関スル日本国満洲国間条約」（国立公文書館所蔵、JACAR: A03022157599）。

3 協和会と「日系満洲国民」

(1) 協和会の「日系工作」

1936年以降、協和会は在満日本人を会員として組織する「日系工作」を展開した。そのきっかけとなったのは第一に治外法権撤廃・附属地行政権移譲であり、第二に日本人開拓移民の入植だった。

第一に日満間における治外法権撤廃・附属地行政権移譲は、協和会が在満日本人を「日系満洲国民」として統合するための契機となり、協和会はこれを通じて、民族協和の一党制システムという創設理念の実現を改めて試みた。

1936年2月以降、協和会は関東軍の指導のもとで新京特別工作と呼ばれる日本人に対する組織活動を開始した。組織対象となったのは首都新京に居住する日本人、とりわけ官吏（満洲国、日本側機関）および満鉄などの特殊会社の社員だった¹⁴⁸。この新京特別工作は、治外法権一部撤廃条約と密接に関係していた。同条約の締結を目前にした1936年6月1日、関東軍の板垣征四郎は新京特別工作官民懇談会で、「従来の特権を持続し附属地に固着」してきた在満日本人は、治外法権撤廃・附属地行政権移譲とともに「いよいよ五族の一員」として「建国の大業に総動員」されると述べた¹⁴⁹。さらに条約締結に際して協和会中央事務局長の呂栄寰は、「在満日本臣民はその形式上は兎も角実質上においては今日より以後真個の満洲国民構成要素」として「公私法上一切の権利を享有」するのであり、これを機縁に従来の「一部の特志家」だけでなく、在満日本人全体が協和会に参加するよう呼びかけた¹⁵⁰。

また同年7月、協和会は全面的改組を行った。改正された章程と綱領では

¹⁴⁸ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』95～97頁。

¹⁴⁹ 板垣征四郎「在満日本人諸君に与ふ」『満洲評論』第11巻第4号、1936年7月。

¹⁵⁰ 「第二の誕生」『満洲日日新聞』1936年6月11日（号外）。

「政治上の運動をなさ」ずとの文言を削除する一方で協和会は「政府と表裏一体」だと定め、また工作方針には「各民族」の「国民的融合」、「全国民」の「動員」による「国民的組織体」の結成などを定め、分会・会員数を急激に増大させた¹⁵¹。この改組には日本の国策に応じた満洲国の国家動員体制の確立に協和会を利用する目的があったが、そのためにも協和会は「国民組織」でなければならないため¹⁵²、同時に在満日本人の組織化が推進された。改組と同時に開催された全国連合協議会では、満系（漢人）の田紹文（吉林省）が「民族協和の実質的具體化」のため「日鮮系の国民」を少数でも入会させるべきだとする議案を提出し、協和会中央本部も「至当」と認めた¹⁵³。このとき新京では諸官署、特殊会社ごとに組織された分会を統括する首都本部が設置され¹⁵⁴、同年8月には奉天市公署への課税・衛生事務引き継ぎを終えた奉天居留民会によって、「全満日本人各種団体に魁けて」奉天民会分会が創設された¹⁵⁵。

さらに同年9月18日、関東軍司令官の植田謙吉から「満洲帝国協和会の根本精神」と題する声明が発表された。東京に移っていた石原莞爾（参謀本部）や片倉衷（陸軍省）が、7月の改組を協和会の「官僚化」だと批判したのを受けて出されたこの声明は¹⁵⁶、協和会を満洲国国制上の単一政党として改めて意義づけた。すなわち「満洲国の政治」は「民主主義的議會政治」とも「専制政治」とも異なる形で「正しき民意を反映」と述べた上で、協和会を「国家機構として」の「団体」、「政府の精神的母体」と規定し、「建国精神即協和会精神」は協和会によって「実践」されるとともに、満洲国政府において「真の協和会員」である官吏によって「顕現」と説いたのである¹⁵⁷。植田声明が「正し

¹⁵¹ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』97～99頁。

¹⁵² 平野「満洲国協和会の政治的展開」265～274頁。

¹⁵³ 満洲帝国協和会『康德三年度全国連合協議会記録』1937年。

¹⁵⁴ 「首都本部規則」『満洲日日新聞』1936年7月23日。

¹⁵⁵ 野田編『奉天居留民会三十年史』296頁。

¹⁵⁶ 近代史研究会・木戸日記研究会『片倉衷氏談話速記録』上、257～260頁。

¹⁵⁷ 「満洲帝国協和会の根本精神」（稲葉ほか編『現代史資料11』）907頁。

き民意を反映」するための一党制として協和会を位置づけたことは、「民意の暢達も協和会によって決し得るのである、治法撤廃以後においては必然的に在満日本人は又等しく加入すべきである」、つまり協和会は在満日本人の「自治」に代わる受け皿だと主張する根拠を与えた¹⁵⁸。

協和会を通じた在満日本人の政治参加は、基本的には全国・地方各級の連合協議会によることが想定されていたが、加えて1936年10月の奉天市諮議会を最初に、附屬地地方委員会を代替する諮問機関として設置された諮議会にも、協和会との連絡が設けられた。日本人と満洲国人からなる諮議員は、各地の協和会の推薦候補から市長が選任することとなったのである¹⁵⁹。

それでも日本人のみの団体を維持しようとする要望は、古くからの在満日本人を中心に強かったが、1937年12月の治外法権撤廃・附屬地行政権移譲以後、満洲国側はこれを民族協和に反ずるとして協和会分会組織に合流させていった¹⁶⁰。協和会は、「治外法権撤廃により日本人が満洲国の構成分子となりたる以上」、在満日本人の「政治生活は協和会によって且つ協和会によってのみ行はるべき」だと説いた¹⁶¹。

また在満日本人の側でも、治外法権の撤廃は協和会参加の一定の動機付けとなった。1937年5月以降、吉林省敦化県で分会組織活動を行ったある日系会務職員に対して、満洲事変当時から居住する在満日本人の反応は「満洲国は日本人のために出来た国であり、まずわれわれの利益を守らなければならない。君は日本人でありながら、日本人を差措いて他民族のご機嫌ばかりとっている」といったものだった。しかし「治外法権の撤廃」とともに領事館警察の保護を失い、反満抗日活動による「治安の悪化」に直面すると、在満日本人は協和会

¹⁵⁸ 「在満日本人よ須らく大乘的見地に立て」『満洲日日新聞』1937年7月1日。

¹⁵⁹ 今西忠一編『奉天市要覧 康徳六年度』奉天市長官房文書科、1940年、「治廃実施その後（二）」『満洲日日新聞』1938年3月3日、「治廃実施その後（四）」同1938年3月5日。

¹⁶⁰ 「日本人特有の行事 存在の理由はない」『満洲日日新聞』1938年1月24日、「治廃実施その後（七）」同1938年3月9日。

¹⁶¹ 「協和会と邦人の政治生活」同1938年6月9日。

の「意義を理解」し、1940年末頃に「ついに日、鮮、満をもって構成する街分会を結成するに至」った¹⁶²。満洲国の統治自体が常に動揺していた状況下で日本領事館の保護を失った彼らは、「民族協和」の理念を受け入れたかどうかは別として、よりよい「治安」を求めて協和会に頼ったのだといえよう。

第二に、1936年以降に本格化した日本人開拓移民は、満鉄附属地など鉄道沿線を中心に居住してきた従来の在満日本人とともに、新たな「日系工作」の対象となった。満洲国の建国当初から関東軍と拓務省は日本人農業移民の入植を計画して募集を行ったが、反満抗日勢力の存在を前提とした在郷軍人の「武装移民」が中心であり、人数はごくわずかだった。しかし日本政府（広田弘毅内閣）は1936年、関東軍と拓務省によって改めて立案された大規模な移民計画を国策と定め、大量の日本人移民の入植が開始されたのである¹⁶³。1930年代前半に日本人移民の主な行き先となっていたブラジルが1934年の憲法改正以後、移民受け入れを大幅に制限したことも、満洲国移民への転換をもたらした¹⁶⁴。開拓移民の総数は23～27万人ほどで、満洲国における日本人総数の約5分の1とされる¹⁶⁵が、1930年代末以降の日本人の急激な人口増加（表2）の大きな部分を占めた。開拓移民の入植は治外法権撤廃・附属地行政権返還と時期を同じくして、日本人の活動範囲を満洲国全体に広げる意味を持ったといえよう。ただし入植地の大部分は、既に漢人や朝鮮人が開墾した土地を満洲拓殖公社が強制的に買収することで確保された¹⁶⁶。

日本人移民団・開拓団の協和会分会は千振移民団の分会が1937年9月に結成されたのを最初に、各地の移民団・開拓団ごとに結成されていった。これら

¹⁶² 大同学院史編纂委員会編『大いなる哉 満洲』大同学院同窓会、1966年、296～305頁。

¹⁶³ 浅田喬二「満洲農業移民政策の立案過程」（満洲移民史研究会『日本帝国主義下の満洲移民』龍溪書舎、1976年）、塚瀬『満洲国』199～206頁。

¹⁶⁴ 青柳郁太郎『ブラジルに於ける日本人発展史』上、ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会、1941年、56～61頁、112～129頁、蘭信三『「満洲移民」の歴史社会学』行路社、1994年、60頁。

¹⁶⁵ 塚瀬『満洲国』199頁。

¹⁶⁶ 同上、207～208頁。

「日系移民」は、「将来満洲国民の中堅たり且つ指導者たるべきもの」として、「先住土着民」との対立に陥ることなく、「相提携」して「民族協和を実践的に表現」することが求められた¹⁶⁷。また開拓移民が農業を通じて「満洲の国土社会」と結びつけば、そうした結びつきを持たなかった従来の在満日本人とともに、「初めて在満日本人全般が満洲国々民として」定着する契機になりうるとも期待された¹⁶⁸。

もっとも実際には日本人開拓移民の大部分は協和会に対して極めて冷淡であり¹⁶⁹、分会結成が進まないだけでなく、分会が結成されても実際の活動は不振だった。また民族協和の独立国という満洲国の公式イデオロギーについても、例えば1938年に国策移民のモデルケースとされた大日向村は、1940年の協和会の報告で「満洲国に対する認識は極めて低く殆ど植民地的思念を抱きつつあり」と観察されていた¹⁷⁰。ここでの「植民地的思念」とは、日本支配地域とみなしていたという意味だろう。蘭信三によれば日本人開拓移民は、漢人や朝鮮人が大多数を占める満洲国現地で民族的アイデンティティを顕在化させ、「開拓共同体」と化した¹⁷¹。それ自体は、同じく人口上のマイノリティだったブラジルの「日系コロニア」とも共通するが¹⁷²、異なるのは関東軍と日系官吏が支配する満洲国において、前述のように強制的買収で得た土地でさらに漢人や朝鮮人を小作として地主階級化するなど、日本人開拓移民が民族間の支配一従属関係に依存したことである¹⁷³。開拓移民を通じた「日系満洲国民」の統合という満

¹⁶⁷ 「日系移民団の協和分会結成」『満洲日日新聞』1937年10月4日。千振移民団は1933年の第2次移民団を基礎とする建国初期からの移民。塚瀬『満洲国』202頁。

¹⁶⁸ 久保田豊「満洲開拓事業の意義（上）」『協和運動』第2巻第1号、1940年1月。

¹⁶⁹ 広部永三郎「協和会運動と開拓団」同第2巻第4号、1940年4月。

¹⁷⁰ 「満洲帝国協和会第二部第二期第一次訓練生の開拓地視察報告」同第2巻第5号、1940年5月。

¹⁷¹ 蘭『「満州移民」の歴史社会学』204～206頁。

¹⁷² 同上、205頁。

¹⁷³ 久保田豊「満洲開拓事業の意義（下）」『協和運動』第2巻第3号、1940年3月、浅川四郎「開拓農村に於ける諸問題」同第4巻第10号、1942年10月、蘭『「満州移民」の歴史社会学』290～297頁、塚瀬『満洲国』219～221頁。

表4：協和会会員の民族別人口（上、単位：人）、人口比（中）、組織率（下）

年	日	満	鮮	蒙	露	その他	合計
1939	129,839	1,061,938	63,834	6,689	3,481	286	1,266,067
	10.3%	83.9%	5.0%	0.5%	0.3%	0.0%	100.0%
	20.2%	不明	5.5%	不明	不明	不明	3.2%
1943	345,647	3,702,647	195,580	39,268	5,453	215	4,288,810
	8.1%	86.3%	4.6%	0.9%	0.1%	0.0%	100.0%
	30.1%	9.0%	12.0%	3.5%	不明	不明	9.5%

注：1939年の会員数は満洲帝国協和会『康德六年度全国連合協議会会勢報告』1939年、1943年の会員数は塚瀬進『満洲国』83頁による。会員数には表3と若干の相違がある。組織率は会員数とそれぞれの年の満洲国民別人口（表2）より計算した。「満」は満洲人を含むが、基本的には漢人を指す。

洲国公式イデオロギー上の理想と移民団・開拓団の現実との間には、従来の在満日本人の場合と同様あるいはそれ以上に大きな乖離があったといえよう。

以上にみた在満日本人に対する協和会の「日系工作」の結果についてみると、1943年の時点でも在満日本人の協和会会員への組織率は約30%だった（表4）。朝鮮人や漢人と比べれば大きく上回っていたが、大半の日本人は参加していなかったのである。「日系工作」は新京や奉天など旧附属地とその周辺の日本人から先行して進められたが¹⁷⁴、これに加えて続々と満洲国に來住する日本人を協和会に加入させること、また彼らに「民族協和」を理解させた上、自らを「満洲日系国民」だと認識させることは極めて困難だったといえよう¹⁷⁵。ただし以前はほとんど会務職員のみだった日系会員の構成は、「日系工作」によって、他民族と同様の一般会員中心へと大きく変化したと考えられる。そして協和会に加入した在満日本人がそこに意味を見出そうとする限り、問題となるのは実際の機能だった。そして特に焦点となったのが、前述の通り満洲国における「民意暢達」機関とされ、在満日本人の「自治」に代わるべき役割をも附与された連合協議会だったのである。

¹⁷⁴ 平野「満洲国協和会の政治的展開」268～269頁。

¹⁷⁵ 佐藤公一「東辺道雑感」『協和運動』第1巻第3号、1939年11月。佐藤は満洲国の現実には「一民族の覇道による他民族の支配圧迫」だとして、「大陸よりの総退却」を予感していた。

(2) 全国連合協議会と「日系満洲国民」

既に述べた通り、満洲国における日本人への満洲国籍付与は建国当初から追求されたが、そのために日本国籍の離脱を要することが障害とされた。治外法権の撤廃以後、日本人に二重国籍を与える満洲国籍法は改めて検討されたが、結果としては「満洲国人民」の住民登録法である暫行民籍法（1940年）が制定されるにとどまった¹⁷⁶。しかし満洲国における政治参加あるいはシティズンシップという観点からみると、前述の通り治外法権撤廃・附属地行政権移譲を期として、第一に日本国籍を通じた政治参加は満洲国では不可能になり、第二にこれに代わるものとして、在満日本人を「日系満洲国民」として統合しようとする協和会の日系工作が推進された。本項では最後に、協和会の代表会議である全国連合協議会（以下、全連）において、在満日本人が「日系満洲国民」としての政治参加を実質化しようとした過程について考察しよう。

1935年以後、満洲国の終焉まで、全連は1942年2月の第9回（「大東亜戦争」開戦を受けた「詔書奉戴臨時全国連合協議会」）を除くと年1回の開催を続けた。この間の代表の民族別構成をみると（表5）、第4回（1937年）から第7回（1940年）にかけて、それまでわずかだった日系（日本人）の比率が20～30%台まで上昇し、また鮮系（朝鮮人）も3～4%から10%前後まで漸増する一方、満系（基本的に漢人を指す）の比率が80～90%台から50～60%台へと縮小していた。全連の代表は一貫して公選制を採らなかったので、比率の変化は協和会の意図的な調整によるといえるが、治外法権撤廃・附属地行政権移譲に伴う日系・鮮系会員の増加が考慮されたことは明らかだろう¹⁷⁷。さらに最後の第12回（1944年）では、日系の割合が過半数に達している。これは第10回（1942年）以降、

¹⁷⁶ 浅野『帝国日本の植民地法制』474～482頁、遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』276～313頁。

¹⁷⁷ 上田知作「全国連合協議会に就て」『協和運動』第1巻第1号、1939年9月。

表5 協和会全国連合協議会の民族別代表数(単位:人)、代表比

年/回	日	鮮	満	蒙	露	合計
1934 1	2 2.1%	4 4.1%	90 92.8%	1 1.0%	0 0.0%	97 100.0%
1935 2	1 1.1%	4 4.4%	84 92.3%	2 2.2%	0 0.0%	91 100.0%
1936 3	3 2.6%	4 3.4%	104 88.9%	6 5.1%	0 0.0%	117 100.0%
1937 4	19 11.2%	8 4.7%	138 81.2%	5 2.9%	0 0.0%	170 100.0%
1938 5	29 16.9%	12 7.0%	126 73.3%	5 2.9%	0 0.0%	172 100.0%
1939 6	41 24.1%	18 10.6%	105 61.8%	4 2.4%	0 0.0%	170 100.0%
1940 7	50 28.7%	16 9.2%	102 58.6%	6 3.4%	0 0.0%	174 100.0%
1941 8	50 29.2%	14 8.2%	102 59.6%	5 2.9%	0 0.0%	171 100.0%
1942 9	59 18.6%	25 7.9%	215 67.6%	16 5.0%	3 0.9%	318 100.0%
1942 10	61 34.5%	13 7.3%	92 52.0%	10 5.6%	1 0.6%	177 100.0%
1943 11	32 29.1%	10 9.1%	62 56.4%	5 4.5%	1 0.9%	110 100.0%
1944 12	60 52.2%	7 6.1%	42 36.5%	4 3.5%	2 1.7%	115 100.0%

注：満洲帝国協和会『第十二回全国連合協議会協議員名簿』1944年より作成。

いずれも政府側代表の人数は含まない。「満」は満洲人を含むが、基本的には漢人を指す。

第10回は職能代表15名(日系15)を含む。

第11回は部会代表10名(日系10)を含む。

第12回は部会及職場代表39名(日系39)と指名代表20名(日系9、鮮系1、満系10)を含む。

地方代表と別に加えられた開拓・科学技術部会などの代表(職能代表)が第12回に大幅に増加し、その全員が日系だったことによる。また第12回には指名代表として文化関係、宗教教化団体、婦人団体(国防婦人会)も加えられた¹⁷⁸。なお連合協議会は、基本的に日本語と中国語(「満語」)の通訳付きで運営され

¹⁷⁸ 満洲帝国協和会『第十二回全国連合協議会協議員名簿』1944年。

た¹⁷⁹。

注意すべきなのは、一方で日系の増加が実際の会員比率（表4）よりはかなり大きく反映されたこと、他方で第12回を除くと満系が過半数を維持したことである。会員比率より大きい代表比率は、「仮に『数』を以て基礎とし多数の意を以て行ふことを尊ぶなれば、例へば満洲では数において少い日本人の発言は封じられる」し、それは「蒙古人」も「鮮人」も同じだと（片倉衷）¹⁸⁰、かつの公民議会構想に通ずる民族別代表権という論理によって正当化された。ただしそうして日系会員に一定の満足を与える一方で、会員比率あるいはその前提である満洲国の人口構成とかけ離れた代表比率を設定することは、「『民意反映』の幻想」を維持するため抑制されていたといえよう。そしてこのように満洲国統治の正統性を高めるための民族別代表比率の調整と不可分の前提条件は満場一致制、つまり多数決原理による票決の否定だった¹⁸¹。

ただしその一方で、満洲国は「複合民族国家なるが故に絶対多数民族の恣意を抑える為」に「多数決主義」が否定されているという見方に対して、ある協和会幹部は「皮相」だと反論し、「複合民族国家」か「単一民族国家」かを問わず、協和会および連合協議会の「政治運営形式」は「現代政治の世界的最先端」なのだと主張した¹⁸²。前述の通り関東軍の指導の下で協和会が「専制政治」とも「民主主義的議会政治」とも異なる一党制を追求していたことが、異論の併存を前提とする多数決原理が否定されたもう一つの基本的要因だったのである。しかし、その上でさらに生ずる問題は、このような一党制を追求するならば、多数決原理の否定に立脚する全体主義的な政治運営が連合協議会で可能になった場合、これに対して満洲国政府に義務が生ずるのではないかというものだった。前述の通り全連と満洲国政府（および地方各級連合協議会と地方各級

¹⁷⁹ 満洲帝国協和会『康徳九年度全国連合協議会運営要領』1942年。

¹⁸⁰ 片倉衷「協和会全連を顧みて（下）」『満洲日日新聞』1938年10月9日。

¹⁸¹ 同上。

¹⁸² 戸倉勝人「連協随想」『協和運動』第7巻第4号、1945年4月。

政府)との関係は「道義的」とされており、議決事項の執行について法的義務は存在しなかった。そしてまさに全連の満洲国政府に対する議決権の獲得こそが、日系代表の参加とともに同会の重大争点となったのである。

第4回全連(1937年9月)は、治外法権一部撤廃・附属地行政権一部移譲に伴う「日系工作」をうけて、初めて一定規模の日系代表が参加する会議となった。このとき奉天代表は、「日本人分会」の提案した連合協議会の運営に関する議案を提出した。その要望には全連の開催日を満洲国の予算編成・施政方針決定直前である7月中とすること、そして「議決事項の処理」が含まれていた。「議決事項の処理」の詳細は不明だが、これは以後一貫して全連で争点となる問題であり、連合協議会で議決された議案、特に満洲国政府側の措置を要する議案について結果を明確にせよという要望と考えられる。これとともに予算編成・施政方針決定前の開催を求めたのは、明らかに全連を満洲国の立法機関とすることを意図したものといえよう。しかし協和会中央本部は「実現に努力する」として明確な回答を避け、後日の説明でも議決事項の処理には「徹底を期し」ているが、議案には「会自体解決に努むべき」ものもあり、「分会の能動的活動に期待」すると答えるにとどまり、政府の実行については明言しなかった¹⁸³。

日系代表が一層重大な問題提起を行ったのは、治外法権撤廃・附属地行政権移譲が完了し、日系代表がさらに増加した第5回全連(1938年9月)においてである。第一の重要争点は、議事運営であった。会議の冒頭で、三江省代表の吉良文乙は緊急動議を行い、全連に「法律的には何ら根拠のない」ことを踏まえて、代表が会議の場で「毫も制裁を受けること」なく「思ふ存分に発言」できるよう保障することを求め、議事録署名人を代表から選ぶことも要求した。これに対し協和会中央本部総務部長の皆川豊治は、「日本の帝国議会」とは異なり法的な保障はできないが、「正しい政治的の意見」は保障する、また議事録

¹⁸³ 「会期延長、繰上げ 民意を施政に反映」『満洲日日新聞』1937年9月13日、満洲帝国協和会『康徳四年度全国連合協議会議決事項処理経過報告』1938年。

は作成しないと答えた。この発言保障の要求については『満洲日日新聞』も「代表大多数の希望を率直に表明した」と評したが、國務院総務長官の星野直樹（兼協和会参与）は会議閉幕後に「賛意を表しがたい」と退け、「全体主義的観点」を強調した¹⁸⁴。

また全連の満場一致制にも日系代表が疑義を呈した。牡丹江省代表の田村太平次は、ある議案の処理で副議長が拍手により満場一致の賛成を得たとしたのに対し、「私は之に賛成しておりません」と反論して議場を「騒然」とさせたのである¹⁸⁵。このため、翌年の第6回全連からは「衆議統裁制」が導入され、議長が「個々の意見を単に量的に総和せず団体の意思を質的に判定裁決」する、つまり異論の表明があっても議長の判断で裁決しうる「質的」な満場一致制となった¹⁸⁶。

第二の争点は、前回にも日系代表から提出された連合協議会の議決事項処理に関する問題だった。「連合協議会議決事項の徹底処理」を提案した熱河省代表の増田七郎は、「実行を避け曖昧に処置され」た議決事項の多さを指摘し、「民意が政府に反映しないことになる」と批判して、「議決事項を〔協和会〕各級本部と政府関係者との協力の下に実践」せよと要求したのである¹⁸⁷。会議開催の前から、日系代表の参加とともに連合協議会の「法制化」や決議事項への「強制権」付与の要望が高まっていると観察されており¹⁸⁸、議場では多くの代表が熱河省の提案に賛意を示した。特に日系代表だけでなく、濱江省代表の賀

¹⁸⁴ 満洲帝国協和会『康徳五年度全国連合協議会記録』1938年、「全連の本質を衝き劈頭先づ一波瀾」『満洲日日新聞』1938年9月28日、「録音記」同1938年9月28日、「全連協議会閉幕」同1938年10月6日。

¹⁸⁵ 満洲帝国協和会『康徳五年度全国連合協議会記録』。既に1937年7月の奉天省連合協議会でも、「日系代表の進出」とともに「多数決問題が譁々と論ぜられ」ていた（小山貞知「協和会・省連合協議会を觀る」『満洲評論』第13巻第7号、1937年7月）。

¹⁸⁶ 「連合協議会要綱」（満洲帝国協和会『康徳九年度全国連合協議会運営要領』1942年）、野々村一雄「満洲帝国協和会の本質と主要内容（完）」『満洲評論』第18巻第4号、1940年1月、上田「全国連合協議会に就て」、満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』120～121頁。

¹⁸⁷ 満洲帝国協和会『康徳五年度全国連合協議会記録』。

¹⁸⁸ 「四千万の民意を反映 議案審議に万全の策」『満洲日日新聞』1938年8月19日。

万秀（満系）や孔慶堯（満系）も同省の連合協議会で議決した事項が実行されないと述べて賛同したことは注目される。この議案に対しては、協和会中央本部（皆川）も満洲国政府（星野）も可能な限り議決事項の実行を期すと答え、明確な回答を避けた¹⁸⁹。

会議終了後に関東軍の片倉衷（兼協和会中央本部委員）は、「治廃に伴ふ日本人の参加」によって、日本の帝国議会や府県会、そして在満日本人の居留民会や地方委員会の経験が影響して「議会的の立場」が持ち込まれたとして、議決事項実行要求も満場一致制に関する議論も発言保障要求も「協議会の本質を理解」しないものだと批判した¹⁹⁰。しかし発言保障要求や満場一致制への批判が全体主義的・一党制的な会議運営に対する異論を意味したのに対し、議決事項実行要求は協和会が標榜した一党制に適合的だったといえよう。片倉は議決事項について「政府直接の責任」はない、「徒らに政府の施政を責め」ずに自ら「実践」せよと説いたが、「政府当局」も「協和会精神の体得者」として政府を通じた「実践」を要することは認めざるを得なかったのである¹⁹¹。

この点で注目されるのは、協和会の設立当初からの幹部だった小山貞知の主張である。小山は1937年10月の時点で、「満場一致でものが定まり、それは只政府当局の道義心に訴へてのみ実行に移される」連合協議会は「全体主義」の観点から「日本の議会」より進んでいると評価し、さらに「明日の政治様式」を実現するために、「『提案は自由に』『決議は実践に』」を両立させることを説いていた。そのために小山が提案した方法は、連合協議会の事前に「提案審議委員会」で長期間にわたる議案の審議を行い、「宣徳達情工作」、つまり政府側と代表側との意思疎通を「この審議会に集中」することで、「協議会の決議

¹⁸⁹ 満洲帝国協和会『康徳五年度全国連合協議会記録』、満洲帝国協和会『康徳五年全国連合協議会提出議案之関係機関説明書』1938年。

¹⁹⁰ 片倉衷「協和会全連を顧みて（上）」『満洲日日新聞』1938年10月8日、片倉「協和会全連を顧みて（下）」。

¹⁹¹ 片倉「協和会全連を顧みて（下）」。

となった場合は直に『決議は実践に』移す」ことだった¹⁹²。つまり小山は、政府側が実行可能と認める議案のみを会議に上程し議決することによって、連合協議会に事実上の議決権を与えようとしたといえよう。ゆえに小山は第5回全連の争点に対しても、発言保障要求を批判しまた満場一致制を支持する一方、議決事項処理問題（「精神的母体問題」）については「未だ毅然としない向」を認め、事前の議案整理委員会で上程議案の決定と議案の却下・撤回を通じた「宣徳達情」を行うことを改めて主張したのである¹⁹³。

協和会中央本部は「議決事項の徹底的処理」を求めた熱河省代表の議案に対して、全く対応せずに済ますことはできず、全連議決事項の「事後処理」のため「処理委員・幹事」を設置し、中央本部、政府、特殊会社などの関係機関から委員を任命するという措置を行った¹⁹⁴。政府に議決事項の実行義務を課したわけではないが、政府側が協和会の一員としての「道義的責任」のため自ら処理結果を明らかにする制度を設けたのである。しかしこれによって、連合協議会の運用に関する不満が解消することはなかった。

以後、第6回（1939年9月）、第7回（1940年9月）、第8回（1941年9月）の全連でも、連合協議会の議決事項を満洲国政府に実行させることを求める議案が繰り返して提出された。第4回、第5回の全連も含め、この政治過程については四つの重要な特徴を指摘できる。

第一に、議案提出の中心は奉天省などの日系代表だったが、満系や鮮系の代表も関与していた。特に第6回全連で奉天省代表の古賀初一とともに「諸法令制定に際し民意暢達徹底」に関する議案を提出し、全国・地方の各級連合協議会・本部委員会を満洲国政府・地方政府の法令・予算諮問機関にすることを要求した安東省代表の金東昊（鮮系）は、「最近出て来る幾多の統制法令」は

¹⁹² 小山〔貞知〕「協和会と議会」『満洲評論』第13巻第16号、1937年10月。

¹⁹³ 小山貞知「協和奉公と協和治政と全連」（満洲帝国協和会『康徳五年度全国連合協議会記録』）。

¹⁹⁴ 満洲帝国協和会『康徳五年度全国連合協議会議決事項処理経過報告』1939年。

「国民の偽らざる赤裸々なる実情に及ばず影響」が考慮されておらず、それは「法令の制定に関し、本当のそれこそ偽らざる民意が、徹底的に暢達されて居なかった」からだとして批判した¹⁹⁵。日中戦争開始後の満洲国における食料・原料供出を初めとする本格的な総動員政策が住民に強いていた重大な負担¹⁹⁶について、民意暢達の論理を逆手にとって不満を表明したのである。

第二に、連合協議会を満洲国の議決機関とする要求は、議会制度との共通性を問題として満洲国政府・協和会中央本部から拒絶された。前述の「諸法令制定制定に際し民意暢達徹底」に関する議案（第6回）に対して国務院総務庁次長の岸信介は、「民意暢達」に異論はないが、「協和会の議」に付きな法令は不当・無効であり、「必ず協和会の議に附すべき」だとするのは「民主主義的な議会制度と、何等選ぶところなき、恐るべき状態」だと退けた¹⁹⁷。また第8回全連に奉天省代表の美座時省らが提出した「連合協議会の運営強化」に関する議案は、全国・地方各級の連合協議会を「会の最高意思の決定機関」とし、各級本部委員会はその「執行機関」と位置づけることを要求し、本部委員も連合協議会で任命することを提案した。これを美座は、連合協議会を「議会」「民主主義」によらず満洲国の意思決定を行う機関とするためと説明したが、協和会中央本部総務部長の菅原達郎は「観念の遊戯」であり、「当然の結論として民主主義的なものになる」と一蹴した¹⁹⁸。満洲国統治を制約しうる権力を連合協議会に与えることは、一切認めなかったのである。

第三に、連合協議会の位置づけと密接に関連して、協和会を満洲国の組織法（1934年に政府組織法を改正）などの法制上に規定することを求める議案が繰

¹⁹⁵ 満洲帝国協和会『康徳六年度全国連合協議会記録』1939年。金東昊については満洲帝国協和会『康徳六年度全国連合協議会代表者名簿』1939年、参照。

¹⁹⁶ 塚瀬『満洲国』156～160頁、166～198頁。

¹⁹⁷ 満洲帝国協和会『康徳六年度全国連合協議会記録』、奥村弘「地方統治における満洲国協和会の位置」（山本編『「満洲国」の研究』）172～174頁。

¹⁹⁸ 満洲帝国協和会『康徳八年度全国連合協議会議案』1941年、満洲帝国協和会『康徳八年度全国連合協議会記録別冊附録 懇談会記録』1941年。

り返し提出された¹⁹⁹。これは直接に連合協議会の議決事項実行の問題（第7回、奉天省）²⁰⁰に限らず、金起銑（第6回、熱河省、蒙系²⁰¹）や坂宮茂（第8回、四平省、日系）が述べたように、満洲国政府官吏や満鉄社員が協和会の一員として行動しない実態を改善することを意図していた²⁰²。しかし協和会中央本部と満洲国政府は、既に協和会は「不文の憲法的機関」であり²⁰³、将来に組織法を満洲国の「国家の性格」「国体の根本」を規定する基本法に改正する、つまり満洲国憲法を制定する際には協和会についても規定すると答えた²⁰⁴。満洲国政府に関する基本法である組織法を憲法に改正するためには、満洲国国民に関する規定を要するはずであり²⁰⁵、従って成文の国籍法を制定できない状況が障害になっていた可能性が高い。

そして第四に、以上に通底するのは、政府官吏が協和会会員として議決事項を「実践」するのは「民意暢達」のため必要な「道義的責任」だという論理、つまり一党制による政治参加の実質化要望であり、それ自体は協和会中央本部、満洲国政府とも認めざるを得なかった。そもそも「一般国民」が連合協議会に「極めて無関心」である現状を変えうる手段は、「議案の事後処理を実行し政治に反映させる」ことだけだったのである²⁰⁶。第6回全連の終盤、八木元八（安

¹⁹⁹ 「協和会活動力整備充実に関する件」（第6回、熱河省、濱江省）（満洲帝国協和会『康德六年度全国連合協議会記録』1939年）、「協和会の地位確立に関する件」（第7回、奉天省）（満洲帝国協和会『康德七年度全国連合協議会議決事項処理経過報告』1940年）、「協和会運動の徹底強化に関する件」（第8回、首都、奉天省、四平省）（満洲帝国協和会『康德八年度全国連合協議会議案』1941年）。

²⁰⁰ 満洲帝国協和会『康德七年度全国連合協議会議決事項処理経過報告』。

²⁰¹ 満洲帝国協和会『康德六年度全国連合協議会代表者名簿』。

²⁰² 「協和会運動の徹底に関する件」（第6回）での金子嘉一（首都、日系）や李龍徳（間島省、鮮系）の発言も同趣旨。満洲帝国協和会『康德六年度全国連合協議会記録』、満洲帝国協和会『康德八年度全国連合協議会記録並各部分科委員会記録』1941年、奥村「地方統治における満洲国協和会の位置」175頁。

²⁰³ 満洲帝国協和会『康德六年度全国連合協議会記録』、奥村「地方統治における満洲国協和会の位置」175～176頁。

²⁰⁴ 満洲帝国協和会『康德八年度全国連合協議会並各部分科委員会記録』、奥村「地方統治における満洲国協和会の位置」182～183頁、183頁。

²⁰⁵ 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』213～214頁。

²⁰⁶ 長野口嶺雄「協議会の期間短し」『協和運動』第2巻第9号、1940年9月。

東省、日系)らは「全連議決事項の実践」に関する緊急議案を提出し、議決事項を「会員として実践すべきは必ず実践」し、「官民協力」の実を挙げることを主張した。これは明らかに満洲国政府官僚も協和会会員だという前提に立脚しており、岸信介は「政府を構成して居ります役人」も「協和会員の一人」として「実践すべき事項」には「身を以て之に当る」と答えた²⁰⁷。第7回全連から、議案処理委員を構成する協和会中央本部・政府官吏・特殊会社社員が、形の上で地方代表と同格の全連構成員として会議に参席したこと²⁰⁸はこれと無関係ではないだろう。

さらに第四点に関係する重大な変化は、1940年から1941年ごろ、「衆議統裁制」の確立によって連合協議会の「民意暢達」機関としての有効性を認識した満洲国政府が関東軍と協議し、立法機関開設の必要性が薄らいだとして当初から実体のなかった立法院を閉鎖して、これに代えて連合協議会を活用する方針に決したことである²⁰⁹。また旧附属地の市公署などに設置されていた諮議会も、協和会によって「十分民意を反映し得る」との判断で1941年1月に廃止された²¹⁰。満洲国政府自身が、一党制あるいは全体主義システムとしての協和会および連合協議会を、立法院に代わるべき存在として認めるに至ったのである。

1941年1月から3月にかけて協和会では、人事交流を名目に大半の会務職員が政府に転出させられるとともに、「二位一体制」と称する機構改革で政府官吏や地方首長が協和会役員を兼任することとなり、協和会における満洲国政府の主導権が確立した²¹¹。これは従来の協和会幹部の影響力を決定的に奪う一方で、政府の側から協和会との一元化を行ったものといえよう。さらに「大東亜戦争」

²⁰⁷ 満洲帝国協和会『康德六年度全国連合協議会記録』。

²⁰⁸ 鳥海篤助「康德七年度全連の感想」『協和運動』第2巻第10号、1940年10月、高橋「連合協議会の本質と現状」同第4巻第7号、1942年7月。

²⁰⁹ 古海忠之『忘れ得ぬ満洲国』経済往来社、1978年、153頁、満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』571～572頁。ただし組織法の立法院に関する規定は削除されていない。

²¹⁰ 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』176～177頁。

²¹¹ 奥村「地方統治における満洲国協和会の位置」176～183頁。

開戦後である第10回（1942年10月）以降の全連では、あらかじめ「必勝必成信念の確立」「生産への国民総動員」に関する議案以外は上程せず整理すると定められた。しかしその一方で、協和会中央本部と満洲国政府官吏が構成する「処理委員・幹事」が協和会会員としての「道義的絶対責任」のもと「議決事項の処理徹底」を行うことが定められ、また中央本部は事前の議案整理をも直接行うこととされた²¹²。かつて小山貞知が提案した「提案は自由に」「決議は実践に」のモデルに、さらに近づいたといえよう。

地方代表側は上程議案の著しい制限にもかかわらず、その範囲内で協和会と連合協議会を通じた政治参加の実質化を要望した。その一つは、第10回に奉天省代表、第11回（1943年9月）に三江省代表が提案した代表（協議員）の任期制である²¹³。これは連合協議会の会期以外にも地方代表が「事後処理実践」の活動を行うための身分保障を意味したと考えられる²¹⁴。しかし「議会政治の痛弊たりし職業政治家」を忌避していた²¹⁵中央本部側は、「弊害を慮り」この時点では任期制を採用しなかった²¹⁶。またもう一つは第10回に大沢広三郎（奉天省、日系）が提案した、「真の民意暢達」のため協和会各級本部委員会に「民間委員」を参加させる議案である。二位一体制により政府官吏が本部委員を独占したことと、前述した諮議会の廃止（1941年）がその主な理由であり、大沢はこれを「四千三百万の総動員をする体制として芳しくない」と批判した。協和会中央本部、満洲国政府はこの要望を考慮する姿勢を見せたが、結果は明らかでない²¹⁷。

²¹² 満洲帝国協和会『康德九年度全国連合協議会運営要領』1942年、満洲帝国協和会『康德十年九月自二十五日至二十九日第十一次全国連合協議会記録』1943年。

²¹³ 満洲帝国協和会『康德九年度全国連合協議会議案』1942年、満洲帝国協和会『康德十年度全国連合協議会議決事項処理経過報告』1944年。

²¹⁴ 弓場信夫「康德十年度省（首都）連合協議会の成果」『協和運動』第5巻第8号、1943年8月、「全連を語る座談会」同第6巻第10号、1944年10月。

²¹⁵ 満洲帝国協和会『康德八年度全国連合協議会提出議案文書説明書』1941年。

²¹⁶ 満洲帝国協和会『康德十年度全国連合協議会議決事項処理経過報告』、「協和会報」『協和運動』第6巻第5号、1944年5月。

²¹⁷ 満洲帝国協和会『康德九年度全国連合協議会議案』、満洲帝国協和会『協和会創立十

戦局の悪化とともに総動員体制の負荷が満洲国の政治的統合を深刻な危機に晒すにつれて²¹⁸、協和会にとって連合協議会の「民意暢達」機能により「国民」をつなぎ止める必要はいつそう高まったといえよう。結果として最後の全連となった第12回（1944年9月）では、協和会中央本部から「近時連合協議会の機能稍々低調」との認識を踏まえ、「民意暢達を適正ならしむべき改善要点」があえて諮問された²¹⁹。これに対して代表側は「事後処理の責任の所在を明かにする」ことと、代表の任期制を提案しただけでなく²²⁰、事後処理委員に代表を参加させ、「政府と一緒にあって事後処理に当たる」という要望をもっていた（濱江省、松本瑄根、鮮系）²²¹。これは極めて限定的だが、一党制を通じた政策決定への参加要求を意味したといえよう。結果として処理委員に代表は任命されず、代表の一部からは「失望落胆の声」が起きたが、その不満を「当然」と認めた中央本部は、「第十二回全連議決事項処理事後方針」に処理委員会に地方代表を加えることを明記した。ただしその実現は「近い将来」と述べるにとどまった²²²。さらに1945年3月に協和会が制定した連合協議会協議員規則は、ついに代表の任期制を規定しただけでなく、政府官吏と中央本部委員を含む構成員の「議決事項の事後処理に於ける道義的絶対責任」をも明文化した²²³。この頃には既に「経済と戦局の見透し」から、「数万数十万の大陸日本人」の「民族の転進」が予期されていたが²²⁴、恐らくそれゆえにこそ、形の上だけでも一党制による政治参加を実質化することの必要が認識されていたのである。

周年記念全国大会並康徳九年度全国連合協議会記録及分科委員会記録』1942年。

²¹⁸ 松岡二十世「転換期労務問題と連協」『協和運動』第4巻第9号、1942年9月、塚瀬『満洲国』173～176頁。

²¹⁹ 満洲帝国協和会『康徳十一年第十二回全国連合協議会議案』1944年。

²²⁰ 満洲帝国協和会『第十二回全連要録』1944年。

²²¹ 「全連を語る座談会」。松本については満洲帝国協和会『第十二回全国連合協議会協議員名簿』1944年、参照。

²²² 米田健二郎「第十二回全連事後処理の推進」『協和運動』第6巻第11号、1944年11月、「第十二回全連議決事項事後処理方針」同上。

²²³ 「連合協議会協議員規則」1945年3月2日『協和運動』第7巻第4号、1945年4月。

²²⁴ 戸倉「連協随想」。

それは一面で、衆議院議員選挙法が1945年4月に台湾・南樺太・朝鮮に施行されたこと²²⁵とも共通する事態だったといえよう。

以上のように協和会における政治参加の実質化は、「日系代表」の連合協議会参加とともに争点化され、関東軍と満洲国政府が公認する全体主義システムないし一党制の論理を通じて追求され続けた。関東軍と満洲国政府は「民主主義」「議会制度」を一貫して否定していたが、満洲国統治の正統性強化のため、協和会による「民意暢達」に対する制度的保障の要求を完全に抑圧することは困難だったといえよう。「正しき民意」、つまり満洲国の公式イデオロギーに則った“政治的に正しい”意見を封ずれば、かえって「挙国体制を乱す」と懸念されていたのである²²⁶。

この政治過程において、日本人と漢人や朝鮮人、モンゴル人とが一定の共同行動を取ったことは注意すべきだろう。そもそも漢人やモンゴル人にとっては、協和会への参加自体が満洲国の統治を受容する行為を意味した²²⁷。また朝鮮人は協和会では「鮮系」の「満洲国民」として扱われたが、日本の朝鮮支配とそれに起因する日本国籍によって、日本人に対する従属的地位と、漢人との対立の双方に直面せざるを得なかった²²⁸。連合協議会は日系代表が参加とともに「指導民族」として主導権を握る場となり²²⁹、「日系代表に対する他民族の態度は遠慮控目」だった²³⁰。さらに戦時下で連合協議会による「民意暢達」の内実は物資総動員への合意取り付けに限られてゆき、基本的に乏しい漢人らの「信頼」と「関心」はいっそう失われた²³¹。

²²⁵ 岡本真希子「アジア・太平洋戦争末期における朝鮮人・台湾人参政権問題」『日本史研究』401、1996年、浅野『帝国日本の植民地法制』492～559頁。

²²⁶ 連協事務局「県、旗、市連の構想と期待」『協和運動』第6巻第3号、1944年3月。

²²⁷ 熱河省での反満抗日活動（恐らく中国共産党による）は協和会関係者に懸賞金を掛け、「会員証を掲げて居る家や表彰された会員に対しては特に手厳しく攻撃」したという。佐藤岩之進「思想専門委員会の経過と反省」同第6巻第10号、1944年10月。

²²⁸ 田中隆一『満洲国と日本の帝国支配』130～149頁、塚瀬『満洲国』102～106頁。

²²⁹ 塚瀬『満洲国』90～91頁。

²³⁰ 弓場「県連視察所感」。

²³¹ 「省連協議会」『協和運動』第6巻第7号、1944年7月。

しかし連合協議会は、第一に特に漢人からは陳情のための機関と認識されており²³²、また第二に「民族協和」を初めとする“政治的に正しい”議案であれば、実際の効果は別として、満洲国統治に対する一応の異議申し立ても可能だった²³³。平野が指摘したように、満洲国の統治に対して何らかの政治行動を取ろうとすれば、反満抗日活動に加わる以外には協和会を通じた政治参加しかなかったのであり²³⁴、その限りで、日系代表とともに連合協議会を通じた政治参加の実質化を要求することにも一定の利用価値があったといえよう。

これに対して在満日本人にとっては、協和会における「日系満洲国民」としての政治参加は日本行政下での「自治」に代わるべきものだったが、「民族協和」の満洲国統治下でそれを日本人限定の権利として要求することは不可能だった。確かに「日系代表」は人口や会員数以上の代表比率を得たが、原則的に協和会を単位とする政治参加を要求するほかなかったのである。要するに、連合協議会は日本人と他民族との間にあった支配—従属関係を解消するものでは全くなかったが、にもかかわらず全体主義システムを通じた民族間政治の場となったと考えられる。

以上のように満洲国における日本人は、協和会および連合協議会を通じて限られた形で政治参加を行い、その実質化を追求した。ただしそれは、あくまで在満日本人が同時に「日系満洲国民」だと認めることを前提としていた。1944年9月の第12回全連で、協和会中央本部は「日系協議員」に対して、「日本人の戦争感覚を生そのまま他におし売さない」ことを要請し、次のように注意した。

戦争を最も身近に感じ、その完遂意欲にたぎり立つ日系協議員が、燃ゆ

²³² 安達征一「連合協議会は誰のものか」同第1巻第1号、1939年9月、新井練三「首連縦横観」同第2巻第8号、1940年8月、佐藤慎一郎「傍聴席から見たある省連」同第4巻第9号、1942年9月。

²³³ 例えば、満洲国官吏採用における「日系」優遇の批判。「民族的差別待遇廃止に関する件」（濱江省）（満洲帝国協和会『康徳五年全国連合協議会提出議案之関係機関説明書』1938年）。また奥村「地方統治における満洲国協和会の位置」160～171頁、参照。

²³⁴ 平野「満洲国協和会の政治的展開」274頁。

る情熱を協議にぶちまけるは当然であるが、その感覚をそのまま他民族にまで強制するは、かへって他をして口を緘せしむる所以であり、共に戦ふ態度ではない。²³⁵

一貫して日本の教育と徴兵制のもとにあった在満日本人が、戦局の悪化に伴い頭在化させた日本へのナショナリズムは、単に漢人などに共有されえないものだっただけでなく、彼ら在満日本人が同時に「日系満洲国民」として「民族協和」の満洲国に帰属するという擬制を成り立ち得なくしていたといえよう。

おわりに

満洲における日本人は、中国から日本が獲得した治外法権と満鉄附属地行政権・関東州租借地統治権の保護のもとに移住して社会を形成し、日本側機関のもとで政治参加を含む「自治」を営んでいた。しかし満洲事変以後の「満洲国」建国（1932年）は、関東軍と日本人官僚による支配のもとで日本人の活動可能な範囲を満洲全域に広げる一方、「民族協和」の独立国という公式イデオロギーのもと、満洲国の日本人を「日系」国民として統合しようとする要請をもたらした。ただし彼らに日本国籍を放棄させることは困難であり、二重国籍の可能性が模索される一方で、国籍以外の何らかのシティズンシップを通じて政治的統合を生み出す構想も生まれた。この中心となったのが、満洲国の単一政党たるべく生み出された協和会である。

満洲国建国後も在満日本人は、従来の附属地を中心とした日本人の「自治」に依拠しており、協和会とは没交渉だった。しかし満洲国の独立国としての体裁を整えるべく日満間で治外法権の撤廃が行われるとともに、建国後に事実上

²³⁵ 満洲帝国協和会『第十二回全連要録』。「県連研究会」（『協和運動』第6巻第4号、1944年4月）でも、「大東亜戦争」について連合協議会で「悲憤慷慨」しているのは「日系」だけであり、「満系はどういう気持で聴いて居るか」との懸念が語られている。

行われていた内地開放が公認され、附属地行政権の移譲が行われた。この間、在満日本人は従来の社会的基盤の維持を求めて盛んに政治運動を行ったが、日満両国政府が満洲国課税の軽減や日系官公吏による行政、日本の神社・教育・兵事行政権の留保といったさまざまな措置を行った一方、満洲国統治下での日本人の「自治」は関東軍の指導によって否定された。関東州を除く在満日本人は、他民族とともに「日系満洲国民」として協和会に加入すべきものとされたのである。

1936年、治外法権撤廃・附属地行政権移譲と並行して開始された協和会の「日系工作」は、この時期から開拓移民を含めて急激に増加した在満日本人の一部を組織化したに過ぎないが、協和会における日系会員の比率は大きく上昇した。彼らは協和会の代表会議である連合協議会を、在満日本人の「自治」に代わる政治参加の経路として捉え、議決事項を満洲国政府に実行させることを要求して政治参加の実質化を追求した。その要求は漢人や朝鮮人などにとっても利用価値のあるものであり、また連合協議会が「民主主義」「議会制度」となることを否定した関東軍や満洲国政府も、全体主義システムないし一党制による「民意暢達」のため、この要求を完全に退けることはできなかった。ただし連合協議会を通じた政治参加は在満日本人が同時に「日系満洲国民」だという擬制によって成り立っていたが、「大東亜戦争」末期に在満日本人が顕在化させた日本へのナショナリズムは、その限界を明らかに示していた。

満洲国が日本の支配植民地だったことと、満洲国が独立国として建国されたこととの間には、一貫して極めて大きな乖離があった。ただしその乖離とは民族自決原理、あるいは国民国家規範を前提として顕在化するものであり、ゆえにその乖離を可能な限り縮小すべく導入されたのが民族協和イデオロギーだった。このような満洲国の性格が、満洲国における日本人を規定していた。彼らには満洲国の投資・移住植民地化を進め、漢人や朝鮮人、モンゴル人などに対する支配—従属関係を形成しながら、同時に日本という異なる国家からの移民

として位置づけられるという二つの側面があった。国民国家規範のもとでこの両面は相容れないものとして認識され、ゆえに民族協和イデオロギーのもとで、彼らは「日系満洲国民」として統合されるべき存在となったのである。

実際には在満日本人は日本国籍のまま「満洲国人民」として認められ、また治外法権撤廃以後は日本国籍保有者として満洲国国籍保有者と同等の権利を与えられた。彼らは人口上のマイノリティであり、自らを「移民」として認識してはいても、実質上の日本の支配地域である満洲国において「国民」になる必要はほとんど認めなかったといえよう。しかし満洲国統治下における政治参加に限っていえば、治外法権撤廃・附屬地行政権移譲以後、彼らは「日系満洲国民」の擬制を受け入れざるを得ず、その枠内で他民族とともに政治参加の実質化を追求したのである。満洲国は確かに他の独立国とは異なっていたが、同時に日本の公式の属領だった台湾や南樺太、朝鮮とも同一視できない、植民地主義と国民国家規範とが拮抗しながら同居する政治空間を形成したといえよう。

（付記）本稿は野村財団による助成を受けた研究成果の一部である。